

決算審査特別委員会

9月10日（木）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第64号 平成20年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第65号 平成20年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」の審査について

3 「議案第66号 平成20年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

4 「議案第67号 平成20年度嵐山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認

定について」の審査について

5 「議案第68号 平成20年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

6 「議案第69号 平成20年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」の審査について

7 「議案第70号 平成20年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査につ

いて

○出席委員（11名）

1番 畠山美幸委員

2番 青柳賢治委員

3番 金丸友章委員

4番 長島邦夫委員

5番 吉場道雄委員

6番 川口浩史委員

7番 清水正之委員

8番 安藤欣男委員

9番 松本美子委員

10番 渋谷登美子委員

11番 河井勝久委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事 務 局 長	杉 田 豊
主 査	菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤 勝 町 長	
高 橋 兼 次 副 町 長	
中 嶋 秀 雄 町民課長	
矢 嶋 芳 枝 町民課戸籍・住民担当副課長	
山 下 次 男 町民課保険・年金担当副課長	
岩 澤 浩 子 健康福祉課長	
杉 田 哲 男 健康福祉課社会福祉担当副課長	

山	岸	堅	護	健康福祉課高齢福祉担当副課長
簾	藤	賢	治	健康福祉課健康管理担当副課長
田	島	雄	一	環境課長
強	瀬	明	良	環境課環境政策担当副課長
水	島	晴	夫	産業振興課長
大	澤	雄	二	産業振興課産業振興担当副課長
木	村	一	夫	企業支援課長
田	・	淑	宏	都市整備課長
内	田	孝	好	都市整備課管理担当副課長
根	岸	寿	一	都市整備課建設担当副課長
新	井	益	男	都市整備課区画整理担当副課長
小	澤		博	上下水道課長
山	下	正	幸	上下水道課下水道担当副課長
加	藤	信	幸	教 育 長
水	島	晴	夫	農業委員会事務局長産業振興課長兼務
松	本	武	久	代表監査委員
藤	野	幹	男	監査委員

◎開議の宣告

○河井勝久委員長 ただいま出席委員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○河井勝久委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

審査を始める前に、委員の皆様には、決算書あるいは説明書のページ数をはっきり言ってから質問をお願いしたいと思います。

では、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第64号の質疑

○河井勝久委員長 第 64 号議案 平成 20 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に総務課及び会計課に関する部分までの質疑が終了しております。本日は、町民課に関する部分の質疑から行います。

質問ある方はどうぞ。

1番委員、畠山委員。

○畠山美幸委員 説明書の69ページなのですが、国民年金総務事業というのがございますが、こちらが19年度から比べますと、人数のほうが大変減っているように、合計で99人減っていると思うのですが、減った理由は何でしょう。

それと、3号被保険者の方は配偶者の方になるわけですが、全員の方と
いうか、割と入っているのを気がつかれないでいらっしゃる方がいらっしゃる
かどうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えいたします。

まず、人数の減の理由なのですが、国民年金から厚生年金のほう
に移られたという方がそれだけいたということだと思います。また、国民年金
の全体の人数、そちらのほうも減っているということで、99人の減になって
いるということで、それ以上の分析というのはちょっとしていないのですけれ
ども、よろしくをお願いします。

3号保険の関係です。こちらのほうで把握していないというのではないとい
うふうに思っております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 同じく国民年金のところなのですからけれども、年金の受給者の把握というのができていっているわけなのですからけれども、無年金者の把握というのとはどの程度できるものか、伺いたいと思います。

それと、71 ページになるのかな。後期高齢者の医療保険事業で嵐山町は負担金を支払っているわけなのですからけれども、その負担金を支払ったことに対して、高齢者の医療費の現状というのですか、それから情報提供、後期高齢者の健康状態についての情報というか、把握がどの程度されているかということ伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをいたします。

まず最初に、無年金者の把握というお話でございますが、無年金者の把握は町のほうではしておりません。また、恐らく社会保険庁のほうでも、無年金者がどれだけいるかと、例えば嵐山町の中にどれだけいるかというのは把握できていないというふうに思っております。

それから、もう一点の後期高齢者の医療費の状況等でございますけれども、健康状態も含めてということであったわけですが、まず医療費の状況につきましては、嵐山町でどのぐらいの医療費がかかっているというのは、年度途中では、20 年度の途中では、なかなかその情報提供がされなかったのですけれども、ここへ来ましてシステムがある程度稼働してきたといい

ますか、まとまってきたということで、月ごとの医療費状況というのは、情報は出てくるということになっております。ただ、具体的にどういった内容でというのはちょっと把握しておりません。ただ、もう一点、この後期高齢者の皆様方には、ここにも決算で出ておりますが、特定健診、後期高齢では特定健診とは実際は本当は言わないのですけれども、健康診査と言っておりますけれども、内容は同じでございます。こちらについては実施をしております、これは町が委託を受けてやっているということで、この辺の情報については把握ができる。実際に20年度におきましては、424人の方にこの健診のほうを受診していただいております。この方たちの健診結果の情報はわかるということになっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 今社会保険庁の問題が大きくクローズアップされていて、それから多分システム自体が変更されてくるのだと思うのですけれども、無年金者を把握しなくてはいけないというふうな、自治体のほうで、そういうふうな形で社会保険庁のほうに言っていないと、無年金者が把握できないのではないか。無年金者の方でも、資産があったり、扶養されて生きていられる方というのは多分何も問題はなく過ごされているのかもしれないのですけれども、これからはそうはいかなくなってくる事態が来ると思うのです。そういった状況について、やはり国のほうに、無年金者を自治体のほうに、

自治体の中の無年金者についての状況を提示するようというか、ではなくて、あるいは調査するようというふうな申し出をしておいたほうがいいかと思うのですが、その点についてのお考えを伺いたいと思います。

後期高齢者の医療費のことなのですが、今は、私は8月段階でホームページを見たのですけれども、後期高齢者の埼玉県の、何もなかったのですが、嵐山町の実際にかかった医療費とか、そういったものはある程度ホームページ上にも掲載されてくるというふうになっていくのか、そこは町だけが把握できるという形ではなくて、住民に情報提供されるように、後期高齢者医療連合のほうに、これからどうなっていくかわからないのですけれども、とりあえず言うておく必要あるのかなと思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは最初に、後期高齢の医療の状況、ホームページ等で閲覧ができるようなことをというお話でございます。これは、今渋谷委員さんおっしゃられたとおり、情報としては町のほうに、先ほど申し上げましたように、医療費の状況がやっと来るようになったという段階でございます。まだ後期高齢のほうのホームページではそれが各町村の情報という形では載っておらないというふうに思います。この辺については、私どものほうも後期高齢の主管課長会議等がございますので、その中で広域連合のほうへ、そういったご要望もあるということで、要望させていただきたいという

ふうと考えております。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 無年金者を国のほうに問い、その人数なり、そういうものの確認ができるような体制を国のほうに話を出しておいたらいいのではないかという話ですけれども、ご承知のように、年金もそうですし、健康、介護、福祉全般に関しまして、国の全般的な、将来的に見通せる確たる安心が持てるような状況に国のほうで示せていない、そういうものの中に特にこの年金問題というのがあるわけですし、年金で、今おっしゃるように、そういうような状況というのがもう日々動いてきて、人数がふえていくような状況下にあるわけですし、この年金を新しい政権のほうでどういうふうにやっていくのか、後期高齢も含めて、いろんな形の改革がなされようとするのだという話になっていますので、そういうものを期待をして、見ていきたいというふうに思っています。今どこへどう言ったらいいのかわからない状況ですので、そういう状況ではまだないかなというふうに思っています。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 昨日か、きょうの新聞でしたか、ちょっと覚えていないのですが、国と自治体との協議の場を設けるという話がありました。その中で、やはり無年金者の把握とか、基本的な情報だと思うのです。その基本的な情報、後期高齢に関しても、これからどうなるかわからないのですが、基本的な情報を国が持ったら自治体に情報提供してもらおうという

の、お互いの情報提供のあり方がないと、社会保障自体が難しくなっていくと思うので、機会があればぜひ私は申し出て、そのような情報提供がされるように話を持っていくべきだと思うのですが、いかがでしょう。

○河井勝久委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 おっしゃるとおりだと思うのです。ただ、その方向というのをどういう形でどういうふうにしたらいいかというのは確たるものが出ていないわけですし、言いようのないような状況だと思うのです。今の状況ですと、無年金者というのがどこまでがそうなのか。例えば今までの政権ですと、年数の納めた部分のあれがあるわけですが、年数がないともらえない。そういう人は無年金に入るのか。あるいは、全く何もしていない人が無年金なのか。そういうものもどこまでどういうふうにあれしたらいいのかというのがわからないといえますか、どういう方向に動くのかを見ていかないことには、現状ではそういうものをどこのところまでか、どこにカウントしたらいいのかと、そういう状況もないような気がしますので、もう少し様子を見ていきたいというふうに思っています。いずれにしても、大きな問題ですので、ここ嵐山町だけの問題ではありませんので、関心を持って対応していくようにしていきたいと思っています。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 54 ページの出張所の関係で、委託料の出張所・公民館・

勤労福祉会館における用務員業務委託料、これ単純に人件費の引き上げということで理解してよろしいのか、伺いたいと思います。

それから、71ページのただいまの後期高齢の件なのですが、医療費の問題、後期のところで聞こうと思ったのですが、出ましたので、ちょっとよくわからなかったのは、県のほうから医療給付費の状況が来ているという説明でしたね。そこがまだ分析し切れていないのですか。聞きたいのは、老保と比較して、後期医療給付費が減ったのかふえたのかということなのですが、そもそも、そこまで調べていないのだとか、あるのでしょうかけれども、ちょっとそこをお願いします。

それから、保養所の利用補助金、当初で30万つけて、32万7,000円の人が使ったということであります。ほぼ読みどおりであって、すばらしいなと思ったのですが、人数をちょっと伺いたいと思います。

それから、決算書の98、99、不用額の金額にちょっとここ数年、私、着目しているのですが、たしか一昨年が5,000万円台、昨年が7,800万円、今年が1億3,000万円台ということでふえてきているわけです。一番大きいのが後期の不用額になっていると思うのです。始まったばかりの事業だからとはいえ、ちょっと大きいなと思うのですが、この不用額は仕方ないのか、もう少し頑張ってつかなくすることができるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、お答えをさせていただきます。

まず最初に、出張所の委託料でございます。用務員の業務委託ということで、こちらはシルバーさんのほうに委託をしている業務でございます、これは日数が142日ございました、20年度。そして、単価的には6,139円という単価で1日当たりを委託をしているというものでございます。一昨年と若干変わっておりますのは、その従事日数等が基本的に週5日程度ということになっているのですが、これ実際の業務の応じた日数ということになっていまして、その年度によって若干日数が変わってくるというところがございまして、その辺で毎年少しずつ変化があるというふうになっています。あと、単価的にも若干落ちてきているということでございます。

それから続きまして、後期高齢者の医療費の状況でございますが、この医療費の状況については、分析はという委員さんのご質問でしたが、今、昨年度も実際、先ほど申し上げましたように、なかなか医療費情報というのが、広域全体としては、最初、システム上、出ていたのですが、各町村ごとのがなかなか出されないというような、実際、中身的にはあったのでしょうけれども、それがデータとして各市町村に示されるようなデータが出てこなかったという意味でございまして、それが示せるような形になってきた。ただ、その内容が、今委員さんおっしゃられましたように、どこにどういう金額がかかって、嵐山町の医療費、医療給付はこうですよというのは出ているのですが、その

中身が、分析が十分にはできていないという状況でございます。医療費情報は月ごとに今出るようになったということでして、その辺のもう少し中身を出せるようにということで、これは主管課長会議等でも要望が出ていまして、その辺は対応するという事になっておりますので、今後はもう少し、医療費情報の中の、国保なんかですと、かなり分析がされているのですけれども、その辺も出てくるのではないかというふうには思っております。

それから続きまして、保養所の関係でございます。保養所につきましては、委員さんがおっしゃられましたとおり、32万7,000円の決算でございます。人数は109人でございます。

それから最後に、不用額の関係でございます。不用額について、後期の部分が見込めなかったかということでございますが、確かに当初の段階で、若干見込みが概算と決算とで違って来たということはあると思うのですが、当初の決算上、20年度は11カ月の決算であったということもありまして、その辺の見込みの違いもあったのかなというふうに思っています。実績が出てまいりまして、今後はなるべく実績に沿って、不用額等も差がないような積算をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

9番、松本委員。

○松本美子委員 それでは、質問させていただきます。

24 ページで、お願いします。使用料と手数料の関係なのですから、手数料の関係ですが、戸籍の関係の手数料なのですから、事務手数料ということで、自分のものを自分でとる。あるいは、8業種の方が戸籍をとりにくると。これは資格者ですから、もちろんいろんなものが整っておれば出すと思いますけれども、その辺は件数等も出ていますけれども、割合はどんなふうになっているのか、まずお尋ねをさせていただきます。

それと、その次の住民基本台帳の閲覧の関係も、同じくお願いをいたします。

それに、ただいまの保養所の関係と、それから後期高齢も出ておりましたけれども、両方お願いいたしたいと思いますけれども、後期高齢者の424人の方の結果が出ているということですから、この結果につきまして、把握ができていたということでしたので、ご答弁いただければと思います。

それから、保養所の関係なのですが、これはページ数を申し上げませんでしたけれども、71ページになると思いますが、109名の方ということですが、1回が3,000円で、年に1人当たり2回までと、2泊までというふうな関係でよろしいのかな、確認とらせていただきます。それと、2泊なさっている方たち、あるいは利用している方はどのような方が特に多かったのかということをお願いできますでしょうか。

以上です。3点お願いします。

○河井勝久委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それでは、まず最初の戸籍、それから住民基本台帳の手数料の件数的なもの、こちらについては矢嶋副課長のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

それから、保養所の関係でございます。保養所の関係について、109人というふうにお答えをさせていただきました。後期の方です。こちらについて、2泊でということでもいいかということでございますが、1人2泊限度ということでございます。

それから、どういった方がどのような利用でというお話でございましたが、実際分析といいましょうか、申請を確認すれば、出ると思うのですが、ちょっと大変申しわけないのですが、今この場では延べ人数、109人の利用ということでは調べてまいったのですが、その内訳まで手元にございませんので、ご容赦いただければというふうに思います。

それから、後期の健康診査の関係でございますけれども、後期の健康診査につきましては424名ということでお答えをさせていただきました。その方たちの内容について、どういった状況かという委員さんのお尋ねでございますが、まだそこまで、その内容で、はっきり言って後期高齢の皆さん方にあります。はっきり申し上げて健康診査は行って、それぞれの対象になっている方といいましょうか、要医療の方には要医療で医者に行っていたかということなのですが、実は保健指導の対象にはなっていないと。国保のほうでは、健診を受けていただいて、保健指導を行っていくということなのです。

が、後期高齢の皆さんにあっては健康診査ということで、その後の保健指導の対象にはなっておりませんで、このような形で、この方は、要医療の方はわかるのですけれども、積極的支援ですよとか、動議づけ支援ですよとか、情報提供レベルの方ですよというような、そういった分析はちょっとしておりませんので、そのようなことでちょっと今お答えができないということでご理解いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○河井勝久委員長 それでは、矢嶋副課長。

○矢嶋芳枝町民課戸籍・住民担当副課長 お答えさせていただきます。

戸籍の割合でございますが、本人、また同じ世帯の住民票の中に入っている方ということで、90%です。それと、代理人ということで委任状の方が4%、それと8業種の方が7%ということになります。

住基台帳のほうですが、本人が87%、代理人3%、8業種2%という形です。あと、その他というのが、住民票のほう、9%になります。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質問させていただきます。

戸籍の関係なのですけれども、あえてこの分析をお伺いしたのは、やはりきのうも補助金の関係で大分私もやられましたけれども、質問等が大分出ましたけれども、その関連も十二分に関連をしておりますので、あえて今戸籍の関係の抄本、謄本につきまして、あるいは閲覧につきましてを分析して

いただきましたけれども、やはりなぜこういう質問をするかということになりますと、これは専門の方につきましては、8業種の方は7%なり、あるいはその他というのがちょっとわからなかったのですけれども、閲覧の関係ですが、どうしてこういうのが出たのかなというふうに思っていますが、こういう方たちがやはり戸籍を、部落解放同盟の皆さんの戸籍をとりまして、転売をすると、そういう結果が出ております。ですから、やはりきのうの町長さんも、必要だから、差別があるので、必要だというような答弁がいただけましたから、それはそれでよろしかったのだというふうに思って、感謝をいたしておりますけれども、私もその立場の住民でおりますので、そういったこと、議員みずから理解をしていただかなければいけないというふうに感じております。やはり補助金団体につきましては、いろいろな要綱等があっても、そこをぐり抜けなければ、補助金もいただくことはもちろんできないのだと思っています。それは別の問題ですけれども、きのうはちょっとありましたので、私ももう少し理解していただくために申し上げましたけれども、そうしますと戸籍に戻りますけれども、8業種の方の取得の関係は、どんなふうに確認をして、とりに来た戸籍を出しているのか、それが1点。そのところがやっぱり一番重要かなというふうに思っています。過去にも嵐山町にはそういったことが現実的に起こっていますので、近隣の小川町さんにも起こっています。吉見さんにも起こっています。いろんなところで起きていますので、あえて私も立場上がありますので、質問は厳しくさせていただいているつもりなのですけれ

ども、前回もこれはこういうようなお話をしたと思いますが、それと閲覧の関係も、その他というのはどういう形だったのかというのが1点、ちょっと腑に落ちません。

それと、今申し上げましたけれども、本人の確認がもちろん資格証を持ってくるとは思いますけれども、あるいは代理人というものがあると思います。そういった代理人の関係も、どんなふう把握をして、それから戸籍をとりに来た方には町も対応をしているかというふうに思っています。

それともう一点、とりあえずそこまで、では2回目ですから、お願いします。

○河井勝久委員長 矢嶋副課長。

○矢嶋芳枝町民課戸籍・住民担当副課長 お答えいたします。

最初に、その他の関係なのですが、利害関係者ということで、施設入所者の方の親族とか、一人世帯主の方の死亡後の年金の手続ということで、そういう方に出しております。住民票の場合は、債務とかある方がいらっしゃるのですが、そういう方の関係です。それは、本籍も続柄も抜いたものを出す形にしておりますし、そのほかに施設入所者の方の死亡の年金、除票とか、ひとり暮らし、1人ですので、実際その他のほうに入ってしまうのです。家族ではない。1人世帯ということで、そういうものをその他のほうにそれが入っております。

それから、8業種の方なのですが、一応公務上の請求用紙というのがあるのですが、それを持ってきて、ほかに身分証明と、どういうものに使

うかということ、相続とか、そういう形があります。そのほかに、今ほとんど請求用紙が紛失というのが結構多くて、毎月50枚とか、なくなっているというのが来るのですけれども、それを業者別に、司法書士さんとか、そういう形で全部あいうえお順にうちのほうで入力しております、文書照会の場合は、あいうえお順で見て、そのなくしたという人のものがあるかどうかという確認と、それと郵送するとき、前のその方の封筒もコピーして置いておくのですけれども、そういう形でしているようにしています。

それから、代理人のほうは、代理人という形ですので、委任状、それは動けない方とかで、委任状を持ってきてやるものです。同じ住民票でも、同じ世帯ではないととれないのです。親子でも。世帯分離していたりするととれないので、そういう場合は委任状など持ってきていただく形になっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 では、もう一度、すみません。最後ですから、質問させていただきますけれども、ちょっと今、本人が自分のものを取りに来る場合はそれでもいいのでしょうか、また個人的なものを代理人をつけて取りに来るのは、それはわかりますけれども、私が申し上げているのは、専門の8業種の方たちが来たときに、当人が来たのであればわかるのですけれども、その中で代理人の方が来ますよね。事務所といいたいでしょうか、何かそういうので。そこのところの対応が1点。

それと、戸籍、例えば私のなら私のを8業種の方がとりに来ますよね。来たのは当人は、私なら私がわからないわけです。そういったときに、今後、町長にも伺いたいのですけれども、本人さんには通知をしていただくような方向がとれるのか。ぜひそれはとっていただかないと、私は困るなというふうに感じていますので、今後の対応になりますけれども、20年度、そういう対応はしていなかったと思います。ですから、ぜひ、していなかったのか、していたのかというところですか、決算ですから。それと、今後はぜひとっていただければと。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員 黙って聞いてくださいよ。大切なことなのですから。何を言いたいのですか。

〔「これ決算か」と言う人あり〕

○松本美子委員 決算ですよ。

○河井勝久委員長 町長に質問ですか。

○松本美子委員 はい。最終的には町長に、方向性がもし答えられるようでしたら。答えられなければ結構です、決算ですから。20年度までの。

〔何事か言う人あり〕

○松本美子委員 間違っているか間違っていないかは、委員長判断なり、執行側の判断で結構ですけれども、私は質問者ですから、質問は質問どおりにさせていただきますし、委員さんは委員さんでよろしいのではないです

か。それぞれが皆お考えが別なのですから。

○河井勝久委員長 1つは、戸籍をとられた人のところに通知しているかどうかという問題の質問が主だったと思うのです。ですから、その辺のところで答えていただけます。

中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えをさせていただきます。

まず、8業種の関係で、どのような形でということでございますが、ご存じのとおり、20年、昨年度の5月に戸籍法、それから住民基本台帳法も改正されまして、そして本人確認というのが義務づけられました。基本的には本人であっても、また代理人であっても、とりに来られた方については、写真つき的身分証明書をもって本人である旨を確認をするということでございます。

それから、もう一つ、8業種の関係につきましても、先ほどの書式というお話を申し上げましたが、8業種のそれぞれの業務というのが当然例えば司法書士であればこういった業務に使う、弁護士であればこうだ、行政書士であればこうだというそれぞれの業務が定まっていまして、そのものについてしかとれないということになっていまして、その様式も改正がされておりました、その目的、どういう事務所で、どういう目的でとるというものを明記するような書式になっております。そういった中で、とりに来られた場合にはまたその本人確認をするということで行ってございまして、その辺は法律に非常に厳格化になったということで、その辺は厳密にやらせていただいているとい

うことでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。今その方たちが来られた場合に、来られた方に通知をしているかというお話でございます。今通知はしておりません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、町民課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時18分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、健康福祉課に関する部分の質疑を行います。

質問のある方どうぞ。

1番委員、畠山委員。

○畠山美幸委員 まず最初は、説明書の76ページ、献血事業についてですが、昨年よりこちら金額が減りまして、やる場所が減ったのか、あと品物、粗品が金額が下がったのか、その辺をお聞きしたいと思います。

次が 77 ページの保健衛生費のところ、2種混合のところ、集団接種が4回と個別接種ということで、これ 19 年度は3回で111 人だったのですが、今年度は4回にしたおかげで多分 175 にふえたと思うのですけれども、1回ふやした成果は見えているのですけれども、回数をふやした理由というか、教えてください。

それと、麻疹風疹混合1期、2期、3期、4期とあるのですが、こちらは私もちょっともう昔のことなので、覚えていないのですけれども、こちらの、去年は2期までだったのが4期までになったということは、4回に分けて接種したのか、4回行ったのか、その辺を教えてください。

78 ページ、がんの検診のところ、こちらの下の検診の状況のところ、19 年度よりも全部これ受診者数が減っているのですけれども、どうして減ってしまったのか、お聞きしたいと思います。

79 ページの妊産婦健診、健康診査のところ、妊婦健診1回目というところからHBs抗原検査とか、下のところにずっと子宮がん検診まで書いてあるのですけれども、これは人数が全員同じではなくて、受診者数がばらつきがあるのですけれども、1回受診のときにこれ全部やるのではないのか、どうだったのか。

以上です。お聞きしたいと思います。

○河井勝久委員長 では、答弁をお願いします。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 まず最初に、76 ページの献血の事業ですけれども、昨年度が6万 1,000 円、今年が4万 1,160 円ということで、この消耗品が落ちた、金額が減額となった理由ですけれども、その年、その年によって献血の記念品を購入しておりまして、内容、物によって金額が多少違うものですから、その差額がちょっと出たということです。

それから、77 ページの2種混合のをちょっと後にしていただきたいのですが、麻疹、風疹の関係ですけれども、現在はこの麻疹、風疹につきましては就学前に2回実施しているところなのですけれども、以前に大学生や何かにこの麻疹、風疹が流行しまして、これを受けて、現在2回というふうになっているのですけれども、以前1回だった時期がありまして、これをカバーするために、昨年度から5年間に限って、中学1年生と高校3年生を5年間だけ1回追加をしていくと。そうすると、高校3年生までにすべての人が2回というふうになるということで始まったものでございます。

それから、78 ページ、がん検診の受診者数の減の理由ということですが、特別な理由があつて、受診者数の減になったということではございませんで、全体としては、当初見ていたのが 1,070 人のところが実質は 1,080 人ということで、それほど多く見込んでおりませんでしたので、特にこれ何かの理由があつてということではございません。

それから、79 ページなのですけれども、妊婦健康診査のHBs抗原検査とかという新しく加わったものなのですけれども、平成 19 年度までは妊婦健

康診査、1回目、2回目だけで、そのほかにHIVの抗体検査、超音波検査をやってきたわけですけれども、新たにこのHBsから3回、4回、5回が加わりました。それで、人数なのですけれども、個々の状況に応じまして、必要がある方、順調に来ている方、また特に必要な方については受けるというようなことで数字の違いが出てきているというふうに思っております。

すみません。先ほどの77ページの2種混合の集団検診の4回というふうなことですけれども、菅谷小学校で対象人数が多かったために2回に分けて接種をしたということで4回になっております。

以上です。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 やはり2種混合のところなのですけれども、人数がふえたと今お話がありましたが、やっぱり回数をふやす。でも、これは適正な人数にはなっているのでしょうか。それならあれなのですけれども、やっぱり漏れがないように、やっぱり回数をふやして、漏れなく受診できるのであれば、1回多くするとかしていくのがいいかなと、要望になってしまうから、だめなのでしょうか。わかりませんが、これ別に答弁、答弁、ふやしたほうがいいと思うのですけれども、どうお考えか、教えてください。

それと、79ページ、1つ漏れてしまったのですけれども、扶助費のところ
で妊婦健康診査助成金、4人、12回、3万6,000円とあるのですけれども、
こちらは何の金額だか教えていただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 2種混合の回数なのですからけれども、確かに回数を数をしたほうがもちろん受けやすいというふうなこともありますけれども、医師との都合もありますし、1回が何人というふうな限定もございまして、ある程度効率のいい方法でいかないと、する上でもそのほうが適当かなというふうに思っております、実際には2種混合、今回 99.4%の受診率で来ておりますので、4回というのが適当だったのかなというふうに思います。

それから、79 ページの扶助費でございますけれども、これは今年度というか、昨年度の平成 20 年度の2月、3月分から追加になった部分でございます、これまでの5回の健診に加わって、6回から 14 回が追加となった分で、2月、3月に受けた方で、3月までに請求をいただいた方がここに載っております。基金対応というふうになっておりますので、出納整理期間中に申請をいただいても支払えないということで、実際に2月、3月にかかった方がこれがすべてというわけではございません。

以上です。

○河井勝久委員長 畠山委員。

○畠山美幸委員 77 ページのところの今2種混合は 99.4%の接種率があったということですが、ほかの3種混合ですとか、BCGですとか、ほかのものは何%ぐらいあったのか、教えていただけますか。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 この表の順番でございますけれども、3種混合は112.7%、ただこれは112.7%といいますのは、前年度で受けられなかった方が繰り越しというか、翌年度に来てという関係で112.7%となっております。

それから、BCGが99.2%、日本脳炎が20.4%、それからインフルエンザ、これは高齢者に限ってなのですが、48.4%、それからポリオが108.2%、麻疹、風疹が94.7%でございます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

吉場委員。

○吉場道雄委員 では、1点だけお聞きします。

AEDの問題なのですけれども、ページ数が96と66ですか、また昨日終わった総務課だとか、また生涯学習ですか、これもAEDの借り上げ料というのがあるのですけれども、これ3年契約で、まちまちだと思いますので、金額が異なっているのはどのような契約内容なのか、ちょっと教えてもらいたいということなのですけれども。

〔何事か言う人あり〕

○吉場道雄委員 すみませんでした。説明書の76ページ、健康増進センターの管理事業の中のAED、また同じく66ページのやすらぎですか、その中のAEDの使用料なのですけれども、これ隔年で契約を結んでいると思うの

ですけれども、昨日の総務課だとか、また生涯学習でAED借用しているの
ですけれども、単価がまちまちなので、どういう契約内容なのか、ちょっと教
えてください。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 まず、66 ページのやすらぎのAEDの関係です
けれども、5年リースを行っております。失礼しました。やすらぎのAEDです
けれども、5年リースで、単価が4,872 円で、平成20年度は途中からでし
たので、10カ月というふうになっております。

それから、76 ページの増進センターのほうのAEDですけれども、こちら
は長期のリースではなくて、単年度というふうになっておりまして、4,640 円
の消費税というふうな形で5万8,464 円というふうになっております。

すみません。失礼しました。最初のほうのやすらぎのほうの4,872 円と
いうのは、消費税を含んでおりますので、こちらの増進センターのほうと金
額的には同じでございます。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 これは、ちょっと1つ確認なのですけれども、リースの毎
年同じ金額を納めているのかということと、あと健康福祉課の職員の中でA
EDの講習会ですか、救命講習会ですか、AEDを使える人はどのくらいいる
のか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 5年リースのは、均等に割り振っております、毎年同じ金額でございます。

それから、普通救命の受講した職員ということで、一応ちょっと健康福祉課の中で都合で受けてもらえない人がいるかもしれませんが、基本的には全員の職員が受けているというふうになっております。

○河井勝久委員長 吉場委員。

○吉場道雄委員 平成19年度の説明書の増進センターの借り上げ料が、これでいきますと、4万8,720円ということなので、次の毎年同じリース料ということだと、平成20年度も同じ単価ではないかなと思うのですけれども。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほど申しあげましたやすらぎのほうは、途中でAEDを入れておりますので、10カ月なのです。それで、増進センターのほうは引き続いておりますで、1年間丸々ということで、2カ月の差がございます。

○河井勝久委員長 差がちょっとその辺、明確にしてください。すぐ出ます。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ちょっとはっきりしたことがわかりかねますので、ちょっとお時間いただきたいと思います。恐らく平成19年度は途中で導入をして、10カ月というような形で来ているのだというふうに思っておりますけれども、今ちょっと手元の資料の中にはっきりしたものがございませんので、ち

よっとお待ちいただきたいと思います。

○河井勝久委員長 では、わかり次第答弁してください。

では、進めたいと思います。ほかにございますか。

10 番、渋谷委員。

○渋谷登美子委員 62 ページなのですけれども、きょうは全部説明書です。これは、62 ページなのですけれども、知的障害者ふれあい事業という委託料がありますが、これ 234 万円はパステルという形で把握していいのですよね。それで、もしそうであるならば、パステルが入れば、アイプラザで活用されるようになって、ちょうど1年になったと思うのですけれども、ちょっと不便かなというふうに思うことがありまして、アイプラザにいろいろなものを置かせてもらったりとか、そういったものがあつたのですけれども、住民的な情報提供という部分が、ちょっと弱くなってきたかなというのと、あと皆さん入りづらくなつたと、ちょっと寄って、ちょっとというものが難しくなつたかなというのが割と言われているのです。多分その場合、そういった苦情というのは嵐山町のほうには来ていないのかどうか、伺いたと思います。多分これはパステルのことだと思って話しているのです。違つたらごめんなさい。

それから、66 ページになります。66 ページでのなごみとやすらぎなのですけれども、ごめんなさい。65 と 66 になります。年間利用者が、なごみの場合は昨年が 7,629 人が 6,887 人で、1日平均が 24.7 人が 22.4 人になっているのです。やすらぎが 9,077 人で 8,876 人で、これは開館日数も2

日減っているのですが、それほどは問題はないかなと思うのですが、なごみの場合にはちょっと利用者の減が大きいかなと思っていて、その考え方を、いろいろ半年券とかつくられて、活用されるように考えられたと思うのですが、これはちょっと難しいかなと思っています。それについての考え方を、分析などありましたらお願いしたいと思います。

それから、77 ページなのですが、これは私はよくわからなかったのですが、基本健康診査事業なのですが、これは基本健診が 40 歳以上の方の生活保護の方が 4 人だったということで、多分これも肝炎ウイルスの方が 119 人だったというふうに考えるのだと思うのですが、基本健診と肝炎ウイルスを受診された方の差の大きさがあるので、これをどのように考えたらいいのか、伺いたいと思います。

それと、79 ページなのですが、これは私もびっくりしたというか、あれなのですが、最初の 1 回目の健診が 153 人で、5 回目が 121 人になっているということは、流産されたというふうに考えたほうがいいのかなのです。そうすると、今の数からいくと、5 人に 1 人が流産しているというふうに考えるのかなと思ったのです。その考え方を伺いたいと思います。

同じくなのですが、地域療育事業なのですが、これは健康増進センターで行われているというふうに考えて、言語聴覚士の委託もあるのですが、考えていいのでしょうか、その点伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 渋谷委員に申し上げたいのですが、アイプラザ

の関係で、入りづらいというのは、政策経営課の関係になってしまっているのです。

○渋谷登美子委員 これは、でもふれあい事業はパステルに委託しているのですよね。ではないかなと。

○岩澤浩子健康福祉課長 これ違うのです。違う事業なので。パステルではないのです。嵐山郷で行っているデイサービス事業なのですけれども。

○渋谷登美子委員 わかりました。ごめんなさい。失礼いたしました。

○河井勝久委員長 そういうことなので。

それでは、答弁をお願いします。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、62 ページの知的障害者地域ふれあい事業でございますが、委員さん、パステルというふうなお話でございましたけれども、これは嵐山郷の中にあるステップという作業所の通所事業でございます、町独自で行っているものでございます。

それから、65 ページ、66 ページのなごみ、やすらぎの利用者の減でございますけれども、昨年度と比較いたしますと、確かに平成 20 年度落ちております、これにつきましては平成 19 年度が、先ほどお話がありましたように、半年券、1年券を出したということで、その前の年に比べて少し伸びたのかなというふうなことがございます。それに比較すると、その券が出たので、翌年度の平成 20 年度は少し落ちたというふうなこともあるかとは思うので

すけれども、全体的にはやはり利用者の減というのは否定できないのだろうかなというふうに思っております。この分析というか、あれなのですけれども、1つにはマンネリ化もあるかと思えますし、特になごみにつきましては10年以上経過しておりますので、施設の老朽化というか、特に中に設置してございます運動機器ですとか、マッサージ機等の老朽化もございますので、そういったことのマンネリ化というのも1つにはあるのかなというふうに思っております。今後は、もう少しそれぞれの施設に特色を持たせて、なごみ、やすらぎの利用の仕方について、少し研究していきたいなというふうには考えております。

それから、77 ページ、基本健康診査の関係なのですけれども、これにつきましては、基本健康診査の4人というのは、これは生活保護の方でございます、あと肝炎ウイルスにつきましては、これは生活保護の方だけというのではございませんで、肝炎ウイルスを単独で行った方が5人、それから特定健診と同時に行った方が114人ということで、119人というふうになっております。

それから、79 ページの妊婦健康診査の関係なのですけれども、1回目と2回目の差でございますけれども、年度で集計をしておりますので、現年度受診した人の数は入っていないというふうなことでございます。

それから、流産というふうな話もございましたけれども、ちょっとその辺は把握してございません。

それから、その下の地域療育事業でございますけれども、健康増進センターにおきまして、おやこ教室、すくすく相談等を行っているものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ちょっと理解があれだったのですけれども、妊婦健康診査1回目というのは、そうすると10カ月の人も1回目だったということがあるということなのですか、これ。よくわからないのですけれども、そういうことだったのかな。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、1回目が153人というふうになっておりますけれども、これが5回目になりました121人に落ちるのはということは、この5回目は平成21年度にずれ込んでいるというふうな場合もありますので、特に途中で例えば流産をされてとか何か特別な理由で人数が減るのだというふうなことではございません。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 もう一度答弁してください。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ちょっと繰り返しになってしまうかと思うのですけれども、1回目が153人であっても、2回目、3回目以降につきましては年

度をまたがってしまうので、カウントされないということなのですからけれども、そういう考え方、答弁でいけないでしょうか。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 申しわけないのですけれども、理解できない。理解できないというのは、健診は1カ月に1遍とか、2週間に、最後のほうになったら2週間に1遍というふうになってきますよね。最終的には10カ月目は1週間に1遍ぐらいになってくるわけなので、それで5回分を補助したわけですよね。その部分が回数が変わって、年度がかわって、急に数が減ってくるということの理解ができません。だって、1カ月に1回というので減ってくる分にはわかります、それで急にと、3回目、4回目、5回目、3回目、4回目、5回目でこれだけ減っているの、理解できません。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ちょっと答え方が私もうまくなくて申しわけございません。平成20年度は1回目、2回目が基本的にはあったわけですがけれども、以前には、あったわけですがけれども、平成20年度の途中で3回目以降、3回、4回、5回というのが追加になったわけです。だから、最初から全員の方がこの対象というか、なっていないで、3回、4回、5回というのは後から追加になったと、平成20年度の途中で、そうすると必ずしも全体の方が3回目以降を受診したというふうな形にはならないので、人数的には合っていないのかなというふうに考えます。

○河井勝久委員長 それでは、先ほどの吉場委員の答弁の、出ましたか。
それ答弁お願いします。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 大変失礼しました。先ほどの吉場議員さんの質問の関係なのですけれども、平成 19 年度は6月から契約をいたしまして、10 カ月分ということで、金額が4万 8,720 円というふうになってございます。すみませんでした。

○河井勝久委員長 それでは、ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 78 ページのがん検診のところ、先ほどのご質問で、受ける人数が減ったということでご説明あったわけです。36 ページの雑入のほうでは、これふえているわけですが、婦人のほうの、婦人科の関係は受診がふえているという理解でよろしいのでしょうか。

それと、67 ページの緊急通報システムですが、48 件に貸しているということですが、これ申請したけれども、受けられなかったという人はいるのか。また、いたらどういう理由でだったのか、伺いたいと思います。

それと、73 ページのひとり親家庭の医療費の給付金なのですが、これ昨年と人数がぴったりなのです。

〔「こども課」と言う人あり〕

○川口浩史委員 失礼しました。ちょっとよく見ればよかった。では、いいで

す。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 がん検診の婦人科検診につきましては、副課長のほうに答弁をさせていただきます。

67 ページの緊急通報システムの 48 件の関係ですけれども、基本的に申請のあった方で、対象にならなかったという方はございません。全員の方が、申請をされた方は全員対象というふうになっております。

○河井勝久委員長 それでは、簾藤副課長。

○簾藤賢治健康福祉課健康管理担当副課長 それでは、私のほうから婦人科検診の受診の関係でお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、収入のほうからいきますと、19 年が乳がんエコーが 90 人ということで把握してございます。ちなみに、20 年度は 102 人ということでございます。それから、乳がんのマンモ、これが 19 年が 149 人、20 年が 144 人、子宮がんにつきましては 19 年が 142 人、20 年が 162 人、骨密度、19 年が 140 人、20 年度が 161 人と、相対的に言えば若干ずつふえているという実態でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 こういう傾向から、この前の補正で女性だけのがん検診の枠を広げてきたということが言えるわけなのですか。ちょっとあそこで聞く

のを落としてしまって、委員長、大丈夫ですね。その1点。

○河井勝久委員長 もう一度質問の中身言ってくれます。

○川口浩史委員 余りいい質問ではない。女性の健診がふえてきているわけです。補正で、しかも地域の活性化の枠で、健診枠をふやすようにしたわけですね、女性だけを。なぜ女性だけなのかなとちょっと疑問を持ったのです。男性だってふやしていいのではないかと思ったのですけれども、女性がこういう傾向の中で、ふえた傾向の中で、女性がふえてきたのかと。これは、全国的なことが言えるのかなと思いましたので、ちょっとその確認だけで。

○河井勝久委員長 補正のときにはとられていますから、関連するのでしたら教えてください。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 ただいまの女性特有のがんの関係ですけれども、これは町独自で行うものではございませんで、国の政策として全国的に行うものでございますので、全体的にがんの検診率を上げていくというふうな考えで行うものです。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 65 ページなのですが、障害者福祉サービスの利用料の助成なのですが、自立支援法との関係かなとは思いますが、サー

ビスを受けたのではなくて、自立支援法との関係であればなのですが、対象者がどのくらいいるのでしょうか。町の助成が7人というのは、非常に少ないなというふうに思うのですけれども、助成の制限があるのですけれども、いわゆるサービスを受ける対象になる人たちというのは全体でどのくらいになっているのか。

もう一つは、これを受けようとするのには、申請方式ではないと受けられないのかどうか、まずそれをお聞きしたいというふうに思います。

それから、先ほどの緊急通報システム、67ページなのですけれども、嵐山町の単身の老人世帯というのは、何世帯ぐらいあるのでしょうか。そういう面では、今の話ですと、申請をした人については全部該当になっているということなのですが、嵐山町の単身世帯というのは、老人の単身世帯というのは何世帯ぐらいあるのでしょうか。もし把握していればお聞きしたいと思います。

3点目は、地域包括支援センターの関係なのですけれども、地域包括支援センターの具体的な仕事というのが1つは介護予防や新予防給付のケアプランの作成と介護予防のケアマネジメント、もう一つは介護保険外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談支援活動、3つ目に高齢者に対する虐待防止、早期発見などの権利擁護事業、4つ目に支援困難のケースへの対応など、地域のケアマネジメントという役割があるかと思うのですけれども、具体的には介護支援センターの活動の中で、そうした役割的

な問題として、この介護支援センターがどのように機能、20年度したのかどうか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 では、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 それでは、それぞれの副課長のほうから答えさせていただきますと思います。

○河井勝久委員長 杉田副課長。

○杉田哲男健康福祉課社会福祉担当副課長 それでは、先ほどの65ページの障害者福祉サービス利用料の助成の関係でございますけれども、こちらについての対象者数につきましてはちょっと今のところ把握してございませんので、改めてご報告させていただければと思います。

ここの部分の町助成の7人ということでございますけれども、自立支援法のサービスを利用する場合につきましては、所得に応じて負担上限額というのが定められます。これにつきましては、ここの収入80万以下、80万以上につきましてが低所得者1、また低所得2ということで負担上限額が1万5,000円、2万4,600円とそれぞれ負担上限が定められてございます。この2階層につきましては、町県民税が非課税の世帯というふうな形になってございますので、その部分につきましては今回該当する方が利用されている方が7名ということで、町で単独でその分について、3割ないし1割を本人のほうに負担を、補助を、扶助費として支払いをしたということでございます。

すべて利用される方につきましては、すべて申請をしております。です

から、漏れると、本人が改めてこの部分を申請をするということではございません。改めてこちらでもう、このサービスを利用する時点で申請をして、所得のほうの区分を把握ができていますということでございます。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、67 ページの緊急システム通報の関係で、嵐山町の高齢者のひとり暮らしの人数ということでございますが、少し古い数字で申しわけないのですが、平成17年の国勢調査の数字がここにございます。ひとり暮らしが349世帯、高齢者の夫婦世帯が431世帯となっております。

続いて、68 ページの地域包括支援センター事業の関係でございますが、委員さんおっしゃったとおり、包括支援センターにつきましては、おっしゃられたとおり4つの事業が、役割がございます。まず、平成18年度、法改正施行がございまして、介護支援サービスに関して変更がございました。現在介護認定については、要支援1、要支援2、それから介護1から介護5という認定になっておりますけれども、支援1と支援2の方につきましては、包括支援センターが基本的にケアプランを作成するという役割を担っております。しかしながら、ケアプランの作成、非常に件数が多いということもございます。対象者も多いということで、一部は事業者、居宅支援事業者に委託している部分がございます。包括支援センターがケアプランを作成している部分については.....失礼しました。要支援1、要支援2の介護支援サービス計画に

については、平成 20 年度 1,003 件ございました。そのうちの包括支援センターでは 441 件、ケアプランを作成しているという状況でございます。

また、センターの役割といたしまして、介護認定を受けるおそれがあるような高齢者の方などについて、介護予防事業として、特定高齢者の施策、あるいはそれ以外の方の対象として一般高齢者の施策ということで、各種の事業を行っております。

また、各町内の居宅介護支援事業所などでケアプラン、ケアマネジメントを担当していただいているケースの中でも困難事例等がございます。そういった事例について相談を受け、そういったものを一緒に解決していくというような役割も担っております。

また、20 年度につきましては、高齢者虐待等もございました。こういったことに対して、包括支援センターとして対応していくということで取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 障害者福祉サービスの関係ですけれども、自立支援法の関係だということなので、この町助成の人数が少ないということがあるのですが、この町助成の対象というのは、20 年度はホームヘルプサービスだけなのか、あるいは通所の関係や施設入所については町の対象にはならないのかどうか、その町の対象の助成対象の内容について、まずお聞きを

しておきたいというふうに思います。

それから、今包括支援センターの話を聞かせていただきました。決算書の中で見えていない部分が随分あるなというふうに感じました。例えばケアプラン、この決算書だけ見ると、全部社協のほうに委託してしまっているのかなというふうに思ったのですけれども、4割以上はそこでケアプランつくり上げているということで、一定のやっぱり成果が出てきているのかなというふうに思います。職員が多分3人体制だったというふうに思うのですけれども、これは常駐をしているのでしょうか。今の山岸さんの話だと、いずれにしてもいろんな相談事業がそこで行われている現状もある中で、やはり私は健康増進センターそのものの活用、そしてこの包括支援センターの活用そのものをこの際やっぱり、あそこで常駐していないのだとすれば、見直しという必要もあるかなというふうに思うのですけれども、やはりあれだけの建物をつくったわけですから、その中で住民の健康を守るための、あそこを拠点にやっぱりやっていくという方向を町のほうに持つべきだというふうに思うのですが、そういう面では常駐をしているのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初の自立支援法の関係なのですけれども、利用者の助成のサービスの内容につきましては、主要な施策の説明書の中の63ページにもございますように、12番の介護給付・訓練等給付事業と

というのがございますけれども、この扶助費の中にいろんな項目があるので
すけれども、こういったものを利用された全般のものについての利用料の助
成というふうになっております。

それから、包括支援センターの職員の常駐の関係ですけれども、先ほど
清水委員さんのほう3人というふうにおっしゃったのですけれども、現在は4
人おります。それで、健康福祉課の中に常駐をして、活動しているというふう
な状況でございます。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 では、最後に1点だけなのですが、利用料のサービス助
成については 63 ページのほうに載っているということであるとすると、施設
入所の支援もこの中でできるという認識でいいわけですね。それだけちょっ
と確認をしておきたいというふうに。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 施設も含めてのサービス利用というふうになっ
ております。

○河井勝久委員長 先ほどの答弁の中で報告するというのがございました
けれども。

〔「ちょっとまだ時間かかるそうですが」と言

う人あり〕

○河井勝久委員長 時間かかりますか。まだ時間かかるね。

ほかに特別にというか、ありますか。

では、青柳委員。

○青柳賢治委員 67 ページです。在宅介護支援センターの運営事業というのがあって、委託料として嵐山町の在宅介護支援センター、菅谷地区、七郷地区それぞれ 200 万ずつ出ています。これ何年か前から出ているようですけれども、この 200 万というのはどのようにしてこの計算の額が出てきているのか。それから、直接この委託をされている先はどこになるのか、これが1つです。

それから、76 ページ、やっぱり一番上の 13 の委託料です。トレーニングルームなのですが、196 日、355 万 5,300 円、それからこれに関連すると思うのですが、下のシステム保守管理、健康管理の 54 万 6,000 円、それからその次のシステムサーバーリースというのもあります。これは、トレーニングルームを利用する人のためにこれだけの費用がかかっているというふうに認識していいのか。それで、この利用している人数ですか、やすらぎに行く方はみんな利用しているわけではないでしょうから、どの程度の方が利用されているかについてお答えください。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、67 ページの在宅介護支援センターの 200 万円の積算でございますけれども、これにつきましては平成 14 年からこの在宅介護支援センターというのは設置してございまして、当初、中学校

区に1つずつというふうな形で設置をさせていただきました。その際、そこに常駐する職員の給与を保障するというふうな形でスタートしておりまして、当初は712万5,000円ということで大変高額な金額を委託として払っていたわけですが、だんだん在宅介護支援センターの機能といいますか、役割がだんだん変わってまいりまして、包括支援センターや何かが出てきたことによりまして、大分内容的にも、利用者の方も減っておりますし、役目も軽くなってきているというふうなことがございまして、徐々に金額を落としてきているというふうなことでございまして、特にこの200万円が給与が幾らでどうのこうのというのではなくて、当初できたものからだんだん、町の財政的な部分もありますけれども、役割的なもの等を含めて減額をしてきているというふうなものでございます。

それから、76ページ、やすらぎ、委託料の関係ですけれども、トレーニングに見える方の委託料全般に係るものではございませんで、例えばここにございます住民情報管理計算料ですとか、その下のシステム保守管理の関係、こういったものにつきましては検診ですとか予防接種のためのシステムの保守料でございます。また、その下の使用料、賃借料の健康管理システムのサーバーリースにつきましても、今申し上げました検診、予防接種等のシステムの関係の費用でございます。トレーニングルームの利用者の関係ですけれども、運営日数が全体では245日ありまして、そのうちの49日の分については介護保険特別会計のほうで予算的には計上してございます。

その差額の 196 日分をここで計上してございまして、延べの利用者数につきましては 2,613 人というふうになってございます。

以上です。

○河井勝久委員長 青柳委員。

○青柳賢治委員 そうすると、67 ページの委託料については、学校区に1 個ずつだったということで、始まりだったのしょうけれども、そうすると菅谷、七郷とかという特に区別はなく、さっき言った包括支援センターのほうへ回っているというふうなとらえ方でいいのしょうね。それだけ。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 先ほどちょっと私のほうで答弁漏れがございまして、委託先なのですけれども、菅谷地区のほうは、武蔵嵐山病院内にありますおおむらさきというのが委託先でございます。それから、七郷地区につきましては、らんざん苑の中にある在宅介護支援センターというふうになってございます。

それから、相談事業につきましても今も実際にはいろいろ行われておりまして、当初の担っていた役割は大分軽くなってきてはいるのですけれども、相談ですとか、申請の代行、それから連絡調整等を行っていただいております。すべてが包括支援センターのほうに移行になったということではございません。まだ引き続き、病院ですとか、施設に来られる方や何か相談を受けておりますし、それと 24 時間体制でここは相談や何かを受けていると

いうふうなメリットがございまして、引き続きお願いしているというふうな事情がございまして。

以上です。

○河井勝久委員長 それでは、杉田副課長、先ほどの清水委員の質問の関係で、答弁をお願いします。

○杉田哲男健康福祉課社会福祉担当副課長 すみません。大変遅くなりました。先ほどの清水委員の対象者数ということでございますけれども、自立支援のサービスのほうで申請を受けている方が 69 人、そのうちで低所得1、2でこの事業のほうに該当する方につきましては 26 人ということです。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 ただいま青柳委員さんのほうからも質問が出ましたけれども、やはりやすらぎのトレーニングルームの関係をもう少し質問させていただけたらと思っていますので、お願いします。

総体的なものはわかってきましたけれども、これのトレーニングルームを利用している方たちは、余り高齢になってきますと、あそこの器具はなかなか高価なものというのでしょうか、そういうものなので、利用しにくいと、そういったようなものが、問診の関係もあるようですけれども、あるということなのですが、それでもしっかりとトレーニングやっている方たちも多いようですけれども、それに伴って測定の関係があると思うのですが、予算のときだっ

たと思うのですけれども、3カ月に1回ぐらいは測定をし、また年に1回ぐらいは効果測定を行っていったらというようなお話があったと思うのですけれども、それは20年度は行われたのかどうか、お尋ねをいたします。

それと、次の78ページになっていきますけれども、社会復帰トレーニング事業なのですが、このトレーニング、社会復帰に関してはどのような事業をどこで、どのぐらいの対象者がいて、行われた事業なのか、お尋ねをします。

その2点で.....それとすみませんが、関連しますけれども、なごみとやすらぎがちょっと老朽化したり、あるいは利用者が少なくなったりして、今後いろいろな方法を考えていきたいというようですけれども、ちなみになごみにつきましてはいろいろな、あるいは教養娯楽クラブとか、あるいは多目的なのを利用したり、いろいろ厨房とか利用して、いろいろ講座等が開かれておりますけれども、それを今後も拡大を、今後というか、今年度、20年度はどのような形で取り組み、あるいは参加人数とか、いろいろあったと思うのですけれども、実施ができたのか、お尋ねします。

それと、その利用する方たちがやはり高齢という形が、なごみ、やすらぎ、両方ですが、あると思うのですけれども、私これ前からちょっと言っているのですけれども、なかなか前はバス等が出ていましたので、意外と行きよかったというようなお話でしたけれども、今度はバス等も行きませんので、なかなか足の確保ができないということで、なかなか利用がしづらいというよう

なお話も出ていますけれども、その辺の検討が20年度されたのか、あるいはされずに、行ける方が行って、利用できる方が利用料を払って利用するというふうな形でしたのでしょうか。何か検討、もししたようでしたらば、お話しただければ、答弁がいただければと思っています。よろしくお願いします。

○河井勝久委員長 質問の途中ですけれども、暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午前11時26分

再 開 午前11時38分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

それでは、答弁をお願いしたいと思います。

岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 最初に、76ページのやすらぎのトレーニングルームの関係なのですが、運動器具を使っただけの効果測定、何かをされているかというようなお話がございますけれども、平成20年度におきましては、運動器具や何かを使う方、トレーナーがおりまして、使い方や何かを指導する、指導に当たった人数が36名でございました。その中で、最初に本人の体力的なものをはかって、何カ月か後に効果測定をしてみないかということでお勧めをするわけなのですが、なかなかそれに参加をしていただけないというのが現状でございまして、実際にそういった測定をされた方

というのは3名でございました。

それから、78 ページの社会復帰トレーニングの関係なのですけれども、訪問リハビリを行っておりまして、介護保険の特別会計とあわせてやっておりまして、それを合わせますと年 23 回でございます。そのうちの2回が一般会計のほうの部分でございまして、人数的なものにつきましては一般が1人、それから介護保険のほうが 56 人ということで、人数的には 57 人でございます。

それから、なごみ、やすらぎの関係につきましては、副課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから、最後のなごみ、やすらぎの高齢者の足の確保の関係でございますけれども、平成 20 年度に検討したかというふうなご質問でしたけれども、改めて検討はしなかったのが現状でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 それでは、山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、なごみの利用の関係につきましてお答えを申し上げます。

20 年度、生き生きふれあいプラザなごみ講座ということで、嵐山町社会福祉協議会のほうに委託をさせていただきまして、講座を実施しております。前期と後期と分かれておりまして、前期は5月から9月、後期は 10 月から3月実施となっております。前期の受講者数は、人数は 106 人、回数が 60 回、

延べ人数が 636 人となっております。後期は、10 月から3月まで実施しております、受講者数 87 人、回数が 41 回、延べ人数 445 人ということで、年間の利用者、延べ人数で 1,081 人となっております。

そのほかに、先ほど清水委員さんからご質問のときにお答えいたしました、包括支援センターで行っている事業もございます。こちらもなごみを使いまして行っている事業でございます、1つは元気はつらつ教室なごみ型、こちらにつきましては 85 人の参加をいただいております。また、なごみ健康運動教室、こちらは前後期と分かれておりまして、参加人数で申しますと前期が 60 人、後期が 110 人となっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 それでは、再質問させていただきますけれども、なかなか効果測定のほうが希望者がいないということであれば無理にというわけにはいきませんが、その辺がきちっと把握ができて、やっていただくということが、当人にとりましても差が出てくるわけですから、よいのかなというふうにも思っているのですけれども、これは今後のことになりますけれども、そういったご指導のほうをしていただければよいかな。では、これ要望という形で結構ですが、そういうふうにも感じますので、よろしく指導お願いしたいと思います。

それに、やすらぎあるいはなごみの利用料の関係もお聞きしておきたい

と思うのですけれども、これは1日の券あるいは半年なり1年券とか、そういったようなものがあるわけですが、町内、町外でも料金等は違っていますが、その年券とか、そういうものは、20年度はどのぐらいの人数の方が利用していたのか、お尋ねをさせていただきます。

それから、社会復帰のトレーニングなのですが、これは訪問リハビリのほかはやっているのかなというふうになんと認識していたのですが、間違っていたらすみませんが、もしやっているようでしたら、訪問リハビリのほかの健康増進センターのほうでの事業等があるかなと思ったのですけれども、もし間違っていたらすみませんが、答弁は結構ですけれども、あるようでしたらお願いをいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 なごみの利用料につきましては、担当の副課長のほうから答弁させていただきます。

それから、社会復帰トレーニングにつきましては、訪問リハビリのほかには、今はやってございません。

以上です。

○河井勝久委員長 山岸副課長。

○山岸堅護健康福祉課高齢福祉担当副課長 それでは、なごみ、やすらぎの1年券、半年券の状況をお答え申し上げます。

なごみにつきましては、1年券1万円でございますけれども、12人の方にご購入いただきました。トータルで12万円でございます。やすらぎにつきましては、町内の方が30人ご購入いただきました。1年券1万2,000円ですので、36万円、町外の方につきましては2倍の2万4,000円ということで、お二人の方にご購入をいただいております。4万8,000円でございます。また、半年券でございますけれども、町内の方、8,000円でお一人ご購入いただきました。町外の方につきましても1万6,000円、お一人ご購入いただきました。半年券、1年券合わせますと、やすらぎにつきましては合計で43万2,000円となっております。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 そうしますと、この辺は、20年度決算ですけれども、この辺の関係が21年度にどういうふうに反映していくのかなというのが少し私も興味があって、見させていただきますけれども、やはり利用する方につきましては、なかなかまとまったお金を出すということが非常に大変だというふうな考え方もあるって、利用すること自体がちょっと大変なのよね。先ほども申し上げましたけれども、足の確保でしょうか、そういったようなものの考え方があるのだらというふうにちょっと先ほど聞いたかなと思ったのですが、ないということで理解していいわけでしょうか。

それと、カラオケの関係をかなりなごみもやすらぎも利用していますし、

22 ページのほうにも載っていますから、1曲で100円ですか、この辺はかなり利用していて、楽しみにもやっぴらっしゃるし、あそこのやすらぎ、なごみはお年寄りのための施設というふうにも、補助金がそんなふうにもなっていましたので、改善をする考え方がなく、最初から100円の体制で来て、カラオケの収入というものが、これはリースだったと思いますけれども、今までも、20年度もリースだったのか、お尋ねを1点させていただくと、それからカラオケの使用の料金なのですが、これは入館料の費用に加えていければいいと思うのですけれども、要望になってしまったら申しわけないのですが、その辺をしっかりと体制を来年度組んでいただきながら見直しをして、多くの方たちに利用していただけるような足の確保、あるいは中の利用の方法とかを考えていっていただければ、特によろしいというふうに私は思っていますけれども、1点だけ、すみませんけれども、お願いを、答弁してください。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長、答弁をお願いします。

○岩澤浩子健康福祉課長 1つは、足の確保というふうなことの考え方という事なのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 効果測定について、足の利用、それはどうなのかという事への質問なのですけれども。そうですね。もう一度ちょっとその辺言っただけですか。

○松本美子委員 では、すみません。質問の仕方が少し要望等が入ったよ

うな感じもしますので、わかりづらかったと思って、すみませんでした。

効果測定の間係をやらなければいいということではなくて、指導方法で、個人的な考え方もあると思うのですが、どんなふうな進め方をというかな、20年度行ってきたのかなと、これは前から私、やっぱりあそこでトレーナーさんがいるからということが特にあって、毎回お尋ねはしているつもりなのです。ですから、それが生かせるのは、個人の考え方と、それからトレーナーさんの指導というか、そういうものもかかわってきて、トレーニングをやったら結果が出てくるというふうな方法のほうがやはりどちら側もいいのかなというふうに常に思っていますので、1つそれをお聞きしたかったということです。

それとあと、その後のことにつきましては、足の確保とか、カラオケもかなり楽しみでやっているように、ここで使用料の利用の間係が、手数料の間係出ていますから、特にお願いをしておいて、こういったものが、これからになってしまうと思うのですけれども、考え方の方向性を、利用が少ないので、考えていきたいというような課長さんの答弁が先ほどあったと思っていますので、そういうふうなことも考慮しながらこれから進めてもらえればありがたいという、これは要望になると思いますので、答えがなければ結構だということで、1点のみです。すみません。効果測定の間係です。

○河井勝久委員長 では、岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 確かにやすらぎのほうのトレーナーを通しての効果測定をされる方が少ないということで、本来やすらぎができたときの目

的というか、そういうものが達成されていないのが現状でございます、それにつきましては担当のほうでもいま一度その検討をし直しまして、皆さんが効果測定に結びつけるというふうな形で持っていきたいなどは考えております。ただ、その方策として、今ここでどんな方法がというのはちょっとお答えしづらい部分があるのですけれども、いかに町民の方が介護予防ですとか、健康づくりに向けてのこういった施設を利用していただけるかどうかというふうな周知ですとか、何かの形で、いま一度仕切り直しといたしますか、して、やってみたいというふうには考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 76 ページ、生活習慣病予防事業、あるいは母子健康事業というところにも関係がありますが、保健師、看護師、栄養士、それから健康体操指導士報酬、報酬費があるわけです。保健師は 6,000 円、栄養士は 7,900 円、運動指導士が 7,900 円、保健師が 7,900 円というふうな単価になるわけですが、これどんな根拠があって、こういう単価に決められているのか。恐らく保健所とか、そういうところに派遣をお願いしているのだというふうに思っていますが、特別嵐山町の中に頼んでいる人もあるのかどうか、そのシステムについて、ちょっとお伺いをしたいと思っています。

以上です。1点だけ。

○河井勝久委員長 岩澤健康福祉課長。

○岩澤浩子健康福祉課長 保健師、看護師等の報償費の単価の根拠というところでございますけれども、1つには県の基準単価というのがございまして、それを基礎にはしてございます。それで、平成20年度に全体のそういった報償費の単価の見直しをさせていただきまして、これは町全体なのですけれども、その際に近隣等の報償費の状況も見まして、この単価というふうにさせていただいております。

それから、システムといいますか、借り上げ料的なものになっているのですけれども、組織的にどこかの団体のところに派遣をお願いしてというところもございまして、看護師さんとか栄養士さんにつきましては、比較的地元のそういった資格をお持ちの方を雇い上げといいますか、来ていただきまして、応援をさせていただいているというふうなところもございまして。運動指導士につきましても個人の方をお願いしてございます。歯科衛生士や何かの場合には、その歯科衛生士会のほうにお願いをして、その中から来ていただいているというふうな状況になっています。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 確認なのですが、今システムはわかりました。町内に頼んでいる人もあるということなのですが、特殊なこれは資格を持たないとできませんから、そういうことには当然なるのだと思うのですが、76ページの運動指導士報償と79ページの健康体操指導士報償というのがありますが、これは単価は同じなのですね。人はどうなのですか。同じなのでしょうか。

その点、表示が違うだけなのか。

それから、では必要なときだけお願いをしているということですかね。これ嵐山町に今保健師あるいは栄養士もおりますが、そういう方にこの事業に携わってもらえるようなゆとりの的なものが、そういうのはないのでしょうか。その事業ごとにやっぱり外部に頼まないといけないということなののでしょうか。

○河井勝久委員長 では、簾藤副課長。

○簾藤賢治健康福祉課健康管理担当副課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

例えば運動指導士のお話をさせていただき、そういうふうにご質問にありましたけれども、何人か複数、登録というのではないのですけれども、ストックがありまして、その日程等、ご都合のつく方をお願いしていくというのが現状でございます。

運動のほうは、厚生省の資格ということで運動指導士という名称でございます。また、体操につきましては文部科学省の所管している資格というような違いがあるそうですけれども、実際の違いというのが果たしてどんなものかは、私にもちょっと今わからない状態です。すみません。

以上でございます。

それと、申しわけございません。外部の保健師とのというお話がありましたけれども、今いっぱいいっぱいやっているというのが現状でございます。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 いっぱいいっぱいにやっているということなのですが、現状のやはり保健師、栄養士は町のほかの事業運営でいっぱいなので、頼まないとやれないのだという答弁ということなのですか。

○河井勝久委員長 簾藤副課長。

○簾藤賢治健康福祉課健康管理担当副課長 ほかの事業等で職員につきましてもういっぱいいっぱい、こういった事業や何かには、事務屋もいますけれども、それぞれの専門分野の方にお助けいただかないと事業が成り立たないというのが現状でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、健康福祉課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。午後の開会は1時30分といたします。

休 憩 午後 零時01分

再 開 午後 1時30分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を行います。

では、質疑をどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 では、お聞きします。環境課のほうから先にお聞きしたいと思います。

説明書のほうの 80 ページなのですからけれども、荒蕪地についてお伺いをしたいと思います。去年は、答弁の中では、町には強制力はないと、だから地権者の方にお願いをするだけというふうなことでお聞きしていました。それで、昨年よりは9万円ほど少なくなっているわけですが、これはどういう変化なのか。所有者が去年のところはまたやるような感じに町としても思っているのではないかというふうに思うのですが、少なくなったというのは、地権者がそういうものについて理解がいただいているのかどうか、そういう傾向があるかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと次に、83 ページの、これは不法投棄の処理事業ということで、傷害保険というのが載っております。これは、不法投棄されたものを処理するときのどなたの保険料なのか、2点目にお伺いしたいと思います。

次に、上下水道のほうに移りたいと思います。80 ページなのですが、前も質問したことがございますけれども、合併浄化槽の件でございます。予算のときには、5人槽で 10 基ということで課長さん答弁なさっていました。いろいろ問題はあるのだと思うのですけれども、実質的には2基ということでここに数字が載っております。どういう啓発をしているかということ、これは事実なので、それに対していろいろ広報等もPR載せていると思うのですが、

業者の方に、一番よく知っているのは、業者の方が依頼されれば、自分でやるわけではないですから、一番よく内容を知っていると思うのです。その業者の方にもどのようにお願いをしているというふうなことのもので、どのような依頼をしているか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 それでは、田島環境課長、答弁のほうお願いします。

○田島雄一環境課長 それでは、お答えいたします。

荒蕪地の関係の刈り取り委託料の関係なのですが、昨年より金額的に減っているというふうなお話ですが、これは住宅が建つということが1つ考えられます。それと、直接シルバーさんのほうに個人から直接頼むというのがありますので、その分で減っているのだと思います。

それと、83 ページの傷害保険につきましては、これは環境美化清掃運動のときに行う保険であります。5月のときと10月の2回に分けて傷害保険も清掃していただく皆様に保険を掛けているのが現状です。

以上です。

○河井勝久委員長 それでは、小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 では、お答えします。

合併浄化槽の関係なのですが、本当に2基ということで申しわけないのですが、広報等についても例年どおりやっているのですが、業者の方に啓発ということなのですが、これは町のほうでも排水

の関係で、なんでも相談所というふうなもので、去年発足したのですけれども、そういうようなところでもやっているのはやっているわけですが、とにかくこの基準がやっぱり新築が対象にならないということが一番の問題かなと思っているのですけれども、去年、平成20年度なのですから、町全体では34基はついているのです。というのは、このうちの32基が新築でやってもらっているということなのです。その内容ですけれども、5人槽は17基、7人槽も11基、10人槽も2基、それから16人だったか21人槽だったか、ある程度34基出ていますので、新築の家庭についてはとにかく設置しなくてはいけないということになっておりますので、ですから単独からか、あるいはくみ取りからの転換ということなのですから、やはりそういう家庭が少ないということなのです。ですから、啓発については、少ないと言われれば、そうなのかもしれませんけれども、努力が足りない結果、これが、でもどの程度まで上がるかというのもなかなか難しいところがあるかと思えます。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 それでは、再質問させていただきます。

荒蕪地の関係なのですから、では委託業者はシルバーさんで、それであるということによろしいですかというふうに、そういうふうに理解したのですけれども。それで、ここのお金は使わずに、違うところの関係でお願いしたというところがあって、ここは少なくなったと。町民の方の理解がいただけな

いのではないのだというふうなことをちょっと疑問に思ったものですから、やはり私なんか見ている、この荒蕪地と言われるところを草刈り等もやらない方は毎年やらないのですよね。そういう方は、やっぱりどうしても他の町村との境目だとかというふうに私なんかよく見るのです。この嵐山と松山の間にも、嵐山側はほとんど家が建っていますから、そんなことはないですけども、東松山側には、こんなところに人が取り込まれたら全然わからないなど、そういうところもあります。だから、なるべく注意をしていただいて、理解がいただけないのであれば、なるべくこういう事業はもっとお金を使っていただいて、そういう危険なところがないようにしていただくのが重要なのではないかなと思います。ちょっと考えをお聞きします。

それと、傷害保険については理解いたしました。ありがとうございます。

それとあと、上下水道の合併浄化槽の件ですけども、この数字から見てもそうだというふうに思うのですけれども、たまたまある方が来たのです。それで、私もこういう事業があるのだよ、だから使ってくださいよと言ったのです。ところが、面倒だから、いいよと言われるのだよね。この金額を見ると、面倒というふうな、1基大体40万ぐらいですよね。面倒というふうな類のものではないというふうに思うのです。だから、業者さんがいかにそういうところを説明してくれないと、そのまま流れて終わりになってしまうと思うのです。だから、もったいないし、そういう話が近所でも伝われば、ではうちも今度するときは利用しようかなというふうな、口コミみたいなものですよね。文書を

見るだけではなくて、そういうふうにならないかなというふうにするものから、業者さんをお願い、そのようなことをよくお願いしてみたらというふうなことを思って質問しているわけなのですが、ご答弁、ちょっと考えをお伺いしたいというふうに思います。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 荒蕪地の考えについてということなのですが、まず最初に荒蕪地の状況を職員が市街地の中を確認いたしまして、それで通知を差し上げます。そこから自分で実際に草を刈るのか、もしくはシルバー人材センターをお願いするのかということになります。町のほうでシルバー人材センターのほうにお願いしますということで頼まれた部分というのがこの刈り取り委託料ということになっています。理解をいただいている方、相当数住所がわからない、差し出ししても、ちょっとそのところに所在不明という方がいまして、そういう方については連絡がとれませんので、なかなか伸びた状態であるということが現状であります。そのほかの方につきましては、毎年通知が来るというか、そういうことになれていまして、自分でみずからの時期で刈るという方もいますので、荒蕪地については理解をいただいているというふうには考えていますけれども。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 合併浄化槽の関係ですけれども、この補助金そのものはやっぱり5人槽で33万2,000円ですから、本当に面倒だからとい

う、そういう金額ではないですよ。その方は、本当にくみ取りからそういうふうな変換だったかと思うのですけれども、やはりうちのほうとすれば、当然年2回、4月と10月には広報して、それから業者のほうの啓発、これについて、大体業者がやりますから、業者の啓発については排水なんでも相談所ということを通じてお願いをしておりますので、知らないということはないと思うのですけれども、業者そのものは。ですから、そういう方があったら、ぜひ受けるようにしていただきたいと思うのですが。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 では、合併浄化槽のことだけ質問しますけれども、質問というか、その方も業者には言われたらしいのです。業者にも言われたし、自分も知っている。だから、何で使わなかったのかは、面倒だからということなのです。だから、そう言われてしまうとどうしようもないのですけれども、その点のところのあれを話せるのは、こちらの役所のほうにお電話でもしていただければ、よく説明できると思うのですけれども、そこで話が流れてしまうと、やっぱり業者の方をお願いしておくのが一番ではないかなと思ったものですから、そのように、再答弁は必要ありませんから、一応そういうことです。ありがとうございました。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

畠山委員。

○**畠山美幸委員** 説明書の 81 ページで、2番の水質等調査事業がございまして、19年度が花見台工業団地調整池の調査が入っていなかったのですが、こういうものは何か何年か後に調査をする時期が来るというような、前に聞いたような気がするのですけれども、今回なぜここに入ったのか、お伺いしたいと思います。

それと、82ページのダイオキシンも、やはり19年度のほうにはなくて、20年度の今これを調べているというところなののですけれども、これもお伺いしたいと思います。

以上でお願いします。

○**河井勝久委員長** 畠山委員、ダイオキシンの関係については、当初予算の中にも出ていて、隔年でやっているということなので、それはもう。だから、その答弁はされているのですけれども、聞くのですか。

○**畠山美幸委員** 聞き落としているようなので、お伺いしたいと思います。

〔「そういう答えしか来ないよ」と言う人あり〕

○**河井勝久委員長** そういう答えしか来ないのです。

○**畠山美幸委員** そうですか。では、いいです。

〔「その聞き方じゃね」と言う人あり〕

○**畠山美幸委員** そういう聞き方ではだめ。

〔「中身について聞くんだから」と言う人あり〕

○**河井勝久委員長** だから、決算の関係の質問ですから。

○畠山美幸委員 結果をお伺いしたいと思います。

○河井勝久委員長 出ていないと、その辺は質問の事項に入っていないので。

○畠山美幸委員 結果をお伺いしたいと思います。

○河井勝久委員長 調査した結果ね。

では、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 花見台工業団地調整池の水質業務委託につきましては、毎年実施しているものでございます。

○河井勝久委員長 時間かかりますか。調査についての結果が聞きたいということです。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、水質調査のほうは調査してください、後で。ダイオキシンの関係については大丈夫ですか。

では、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 ダイオキシンの調査結果につきましては、大気、大気は役場の屋上で行いました。それと、土壌調査につきましては花見台第1公園で実施いたしました。大気につきましては、大気中のダイオキシン類の調査結果、これは0.02ピコグラムということで、環境基準値の0.6ピコグラムを大きく下回っております。土壌につきましては、今回の土壌中のダイオキシン類の調査結果は環境基準の1,000ピコグラムを大きく下回ってお

りまして、また埼玉県内の測定値と比較しても低い値であります。

結果は以上です。

○河井勝久委員長 ダイオキシンはいいですね。

○畠山美幸委員 ダイオキシン大丈夫です。

○河井勝久委員長 では、水質調査のほうはまだ時間かかりますね。

では、ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 32 ページのアライグマの件で、アライグマ個体分析調査業務委託というのが、これは昨年も載っていますけれども、何を分析しているものなのでしょうか。

それから、80 ページの合併浄化槽の件なのですけれども、申し込んだ人が、あなた基準に合っていないというので断った件数というのはあるのでしょうか。

それから、81 ページの、これISOの関係なのですが、これ毎年聞いているのですが、毎年聞いていて、どうもよく理解しないのですけれども、ここで登録手数料で76万、委託料で47万、合わせて123万円ほどと、これだけのお金をかけて、温暖化を防止するものがこれを上回る金額でできているのかどうか、伺いたいと思います。

それから、83 ページの不法投棄、この委託料の関係なのですが、道路不法投棄土砂撤去処分ということで、これはどこに捨てられて、土砂という

のですから、土砂なのでしょうけれども、どんな捨てられ方をしていたのか、参考に伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 最初のアライグマ個体分析調査の件でございますけれども、どのようなことで分析をしているということですが、捕獲を行いまして、それを獣医さんのところに持っていきまして、そのときに血液とふんについて採取をして、それを分析をするわけでございます。

続きまして、81 ページのISOの 76 万 1,250 円につきまして、ISOの更新審査登録手数料ということでAJAレジストラというところと契約でありまして、行いました。基本料金が3年間で 15 万円ということですが、書類審査、審査計画の作成及びということで、それと現地調査、現地審査、報告書の作成とか、登録費用、年間登録料、登録証、これ3年間有効なものがございまして、これを合計しますと 76 万 1,250 円ということになっております。

それと、ISO推進支援業務一式ということですが、これは職員の研修、2日間行いました。それと、内部環境監査委員の実務研修、それと内部監査の立ち上げ及び是正と予防の措置の支援ということでございます。

それと、83 ページの不法投棄土砂処分業務ですが、場所は杉山地内です。高速道路のインターチェンジのランプ内というのですか、あそこところに 30 立方メートルの土砂を不法投棄、道路です。道路上に捨

てられたものでございます。町道部分です。

以上です。

○河井勝久委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 合併浄化槽の関係で断ったというふうなこと、ケースということなのですから、これについてはありません。といいますのは、補助金の交付要綱にちょうど当てはまっていれば、当然出しております。ただ、これに当てはまらない方、先ほど 34 件設置していると言いました。新築等で建てた方がこちらに聞いてきて、補助金のほうがもらえるのかどうかと、それについてはだめですよというふうになるのですが、これは断ったうちには入らないと思うので、ですらないということをご理解いただきたいと思っております。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 アライグマなのですが、ちょっと私よく知らないのですが、血液とふんはどんな問題を起こすのでしょうか。何か問題起こすから、捕まえたアライグマ、これ全部ですか、72 頭というのは。そういうのだと思いますが、ちょっとその問題が何か、お聞きしたいと思います。

それから、合併浄化槽なのですが、私もこの台数の引き上げをもう何回か質問してきたわけですが、去年は 10 基の予算で 5 基、今回は 10 基の予算で 2 基と、ある程度つける人はつけるような状況になったのかなという感じがするのですが、その辺は担当課としては、いや、違うでしょ

うというのがあるか、ちょっとその辺伺いたいと思います。

それから、ISOの関係なのですが、123万円かかっているわけですね。これだけかけて、温暖化だとか、物を大事にするとか、紙があったら両面使うとか、そういうことで、このISOの関係で経費が削減になった金額、123万円を上回るのかどうか、やはりそこが私はもう出ていないのではないかなと思うのです。つまりこれ必要な事業なのかということを前も質問してきたのですけれども、ちょっとその金額がもしわかりましたら伺いたいと思います。

不法投棄ですが、30立方というと、どの程度の山になるのか、もし説明できたらあれなのですが、当然通行どめになったような状況なのでしょうか。土砂というのは、これ悪いものが入っていた関係で不法投棄がされたのか。砂利でしたら売れますので、不法投棄はしないと思うのです。その辺は調査されているのか。

○河井勝久委員長 土砂の関係、30立方というのはどのぐらいの大きさとか、ちょっとその辺は底辺掛ける高さを出すことになるのですか。どのくらいとって、このくらいと出てこないと思うのですけれども、大体。量的にダンプカーで何台分だとか。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 それでは、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 アライグマの関係ですけれども、埼玉県アライグマ

防除計画というものがあまして、この中で人と動物の共通感染症対策という中で、実施内容といたしまして、アライグマ回虫による幼虫移行症等、人と動物の共通感染症の監視等という項目で、こういった内容で県の衛生研究所にその資料を持ちまして、調査してもらっております。

続きまして、ISOの関係でございますが、123万円かけて、現在両面コピーとか、電力の消費、ガソリン消費量、そういったものについて、どれだけの違いがあるかというふうなお話でございますが、その辺の実際の数値は現在まとめておりません。金額的にはまとめてありません。

それと続きまして、不法投棄の30立方メートルというのはどの程度という部分ですけれども、10トンの10輪のダンプで4台分ぐらいだと思います。このときの不法投棄された土砂につきましてはコンクリートと土、そういったものであります。それを分けて処分した金額がこの金額でございます。

それと、道路については通行どめとかがあったのかというふうなお話でございますが、この道路は行き止まりの道路で、ちょうどそのところに不法投棄されたものです。

以上です。

○河井勝久委員長 それでは、小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 合併浄化槽のことなのですけれども、やはり2基ということで少ないのですけれども、今のやはりこれは交付要綱がくみ取りから、あるいは単独浄化槽からの転換だけということなので、先ほども申し

上げましたけれども、年間 30 件ぐらい設置はしているのはしているわけです。そういうところに当てはまる人が少ないということです。20 年度末の下水道計画以外の設置状況をちょっと申し上げますと、合併浄化槽が 721 基、それから単独浄化槽まだ 809 基、くみ取りが 246 基というふうになっておりますので、800 から 1,000 基ぐらいの方が該当にはなるわけなのでしょうけれども、やはりそういう方も、これを変えるだけでなかなか転換するという、やっぱりうちを建てたときに直していくという方が多いのではないかなと思いますので、もしふやすとすれば、当然今の要綱を変えていかなければ、新築なんかも適用させるとか、そういうようなことをしなければ、ふえてはいかないと思います。ただ、とにかく 800 から 200、1,000 基ぐらいあるわけだから、長い間には、その人たちについては、当然単独から合併になるはなるということは確実なわけですがけれども。

以上です。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 アライグマなのですが、感染症、どんな病気になるのか、もしわかりましたら伺わせてください。

それから、合併浄化槽なのですが、これ町長のほうに伺いたいのですが、809 件あるということで、そうはいつでも恐らく家を建てるのを機にかえようかという人たちが多いのかなと思うのですが、それで補助率とか、補助単価とかを引き下げてでも新築のほうに振り向けていくことを考

えて、なるべく早くきれいな水を流すような政策をとっていくことが大事ではないかと思うのですが、そのお考えを伺いたいと思います。

それから、ISOの関係なのですが、これもちょっと町長のほうに伺いたいのですが、要は金額的なところでのまとめてはいないということで、やっぱりまとめていないというのはちょっとまずいなと思うのですけれども、もうこの事業は町としてはある程度やり切っているのではないかなと思うのです。ですので、これは新年度からの関係になりますけれども、やめていくお考えがあるのか、伺いたいと思います。

あとは結構です。

○河井勝久委員長 では、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 合併浄化槽とISOの関係について、では私のほうからお答えさせていただきます。

今課長のほうから話ありましたように、800個、200個、それで約1,000個まだ残っているということでございます。それで、この浄化槽関係、それから都市下水のほうも含めて、早く何らかの形のところに、流末処理がしっかりできているところにつないでいきたいというのが最終目標でございます。それに向けて進んでいるわけですけれども、今の状況ですと、新しいものに対しては補助が出ないと、それで直していくものについて補助を出しているということで、委員さんおっしゃるように、なるべく早く、補助を出してでも、安くしてでもいってやる考えはないかということでございますが、現状は、新しい

ものについては新しく設置をしていただく。そして、今のものについては極力行政のほうからお願いをして、かえていただく。そして、もう一つ、下水道の課題ですけれども、今の流末処理ができているところの人たちについても、より早くつないでいただく、これが下水道の今一番の課題でございます、その両面について、これからもしっかり取り組んで、一日も早くつなげるようにしていきたいというふうに思っております。ですので、補助を安くとかと、そういう考え方というのは今のところございません。

それから、ISOについてですけれども、これは長いご指摘を委員さんからたくさんいただいております。それで、内部でもしっかり検討しております。それで、嵐山町の財産というのは何かというのでいつも話をしておりますけれども、そういう中にありまして、意識、これをしっかり持っていく以外ない、守っていくのはそれっきりないというかたい信念のもとで、ISOが120万かかったら150万の利益が出るように、それでしっかりこれを守ってといいますか、そういう意識を持って、それですべての事業に環境という意識を持って進めて、車を1台動かすにしても、工作機を動かすにしても、何をやるにしても、そういうような意識を持って、環境の町というような、環境課がある町として取り組んでいきたい。そういうことで、120万であれば150万の効果が出るような、そういう対応をとっていきたい。庁舎を挙げてそういうような形で取り組んでおりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

○河井勝久委員長 出ました。

○岩澤 勝町長 病気の内容ということですよ。

ちょっといいですかね。では、ここで書いてあるのをざっと私のほうでちょっと読ませていただきますけれども、アライグマ回虫というのが言われているわけなのです。それで、これがどういうことかというので、私なんか全くよくわからないわけなのですけれども、もうすごいことなのです。アライグマについているダニだとか、いろんなものがあるわけですが、そういうものについて、それをあれするのに防御服、こういうような、よく鳥インフルエンザのときに着た白いのがずっと出てきますよね。ああいうものの用意したあれなのです。それで、長靴から、ゴーグルといいますか、眼鏡から帽子から何から、そういうことをしてやりなさいよというぐらいな危険なものなのです。ですから、どこまでどうだとかというのはちょっと私もわからないのですけれども、そういう体制をして、この前の予算のときにも、新しく別な荷車を用意させてもらって、それでそのところをカバーをしてというようなことで、そういう細工もしているのですけれども、そういうぐらいの形の対応策をとる、それぐらいの病原菌というのですか、病原虫なのだから、わかりませんが、そういうような状況でございます。ちょっとすみません。

○河井勝久委員長 それでは、先ほどの畠山委員の水質調査の結果について、出ましたか。

では、田島環境課長、答弁をお願いします。

○田島雄一環境課長 私、先ほど毎年やっているというふうに発言しました

けれども、19年、その前のところ、やっていない年もありますので、訂正したいと思いますので、よろしくお願いします。

○河井勝久委員長 では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今の水質の工業団地の関係ですけれども、今まで工業会そのものが水質検査をしていただいていたということです。19年度までは。ただ、このところ、いろいろ情勢というのが変わってまいりまして、20年度については町が行ったということで、19年度にはやらなかったと。実際には工業会が調整池の水質検査をやって、環境についてチェックをしているということです。それで問題ございません。

○河井勝久委員長 では、ほかにございませんか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、何点かになると思うのですがけれども、質問させていただきます。

先ほども質問等が出ました荒蕪地の関係なのですが、これは町のほうで通知をいたしましてから連絡があれば責任を持ってシルバーさんなり、個人的にもそういった方をお願いするということですが、平米的にはどのくらいの金額でお願いができるのか、お願いします。

それと、総体的には、平米がわかれば、計算すればどうぞと言われてしまうかもわからないのですが、金額はここに決算で出ていますけれども、全体的なる平米も、すみませんが、出ているようでしたらお願いします。

それから、次のページの 81 ページになると思うのですが、すみません。81 ページでなく、ごめんなさい。次の 83 ページになります。申しわけありません。動物の死体の関係なのですけれども、この処理ですが、業者のほうに請け負っていただいているようですが、金額等が 28 万 3,000 円ほどになりますけれども、これはどういうもので、どのくらいの回数を動物が、例えばいろいろいると思うのですけれども、この中では何頭というのでしょうか、1回がどのくらいの処理の金額だったのか、お尋ねします。

それに、104 ページにちょっとなると思うのですけれども、一番下のほうですが、委託料の関係で、自然緑地の関係になってきますけれども、これは何項目か、区分ではありますけれども、將軍沢の里山の除草委託なのですけれども、これは一覽表にもなっていますけれども、10 月、11 月 30 日のその 2カ月間の間で事業費が 15 万ですか、請負者は区長さんだということに一覽表ではなっていますけれども、除草といいますと、冬場の 2カ月間というのは、ちょっと申しわけないのですけれども、わかりかねますので、質問をさせていただきます。あとは、区長さんがこれは区の皆さんとともに行うというような解釈でよろしいのか、お尋ねします。区長さんも 1 年なり、2 年なりで終わりますけれども、歴代の区長さんが行っているのか、すみませんが、お願いします。

それから、次のページになりますけれども、使用料と賃借料の関係なのですけれども、2 点ほど、ここに大平山あるいは溪谷公園というような形のも

のが決算等も出ていますけれども、平米数と平米幾らなのか、お尋ねをさせていたいただきたいと思います。

次のページで106ページになりますけれども、保護樹木の関係なのですが、1本幾らとか、単価的なものも決まっているということで、町内全域というふうになって、それぞれの地区で大切に保護樹木を管理しているというふうな、その助成金というふうには理解しますけれども、全体では何本ぐらいあって、そこまで、すみません。お願いします。

以上です。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 それでは、お答えさせていただきます。

初めに、荒蕪地の委託料の関係でございますが、この刈り取り委託につきまして、面積はどのくらいかということでございますが、1万2,519平方メートル、1平方メートル当たり40円で、50万760円ということであります。それと、刈り取り処分委託料、こちらは313平方メートルで、1平方メートル当たり45円でございます。

それと、83ページの動物処理委託料につきまして、金額が28万3,500円、ウェイトですけれども、どんな動物なのかということでございますが、犬、数量が犬が5頭、猫が75、アライグマ68、ハクビシン26、タヌキ40、ウサギ2、鳥4、その他3、その他というのはキツネが2で、蛇が1です。合計223というふうな数でございます。

続きまして、104 ページの將軍沢里山除草委託につきまして、冬の期間ということですが、この期間でちょうど地元將軍沢の住民の皆さんにより里山の管理作業ということで推進をしていただいております。区長さんがかわるたびに、やはりその新たな区長さんと契約ということで現在進めております。

続きまして、105 ページの大平山公園用地土地借り上げ料、これは8名の方で、面積につきましては 8,331 平方メートルでございます。1平方メートル当たり 135 円で借りております。

それと、溪谷公園用地土地借り上げ料、面積が1万 896.3 平方メートル、135 円でございます。こちらは名義3名でございます。

それと、106 ページの保護樹木、保護樹林の関係でございますが、保護樹木につきましては 14 本でございます、1本当たり 5,000 円で合計7万円でございます。それと、保護樹林につきましては5万 7,769 平方メートルでございます。1平方メートル当たり8円ということで 46 万 2,152 円、合計いたしまして 53 万 2,152 円ということでございます。

以上でございます。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 荒蕪地の関係ですけれども、役場のほうで通知を出した方について委託、刈り取り委託ができた方、それから通知は出しましたけれども、住所が不明でわからなかったという人もいらっしゃるということですが

れども、この方につきましては把握ができていますか。何名ぐらいというのでしょうか、いましたかということ。住所がわからなくて、通知が戻ってきてしまったといひましようか、そういう方がもしいらっしゃるようでしたらお願いします。何件くらいというか、何人でしょうか。

それに、動物の処理の関係ですけれども、細部にわたりまして答弁していただきましたので、余りにも多いので、びっくりちょっとしたのですけれども、これは処理の連絡が入って、処理しに伺いますけれども、そのときにももちろん飼い主というか、そういうふうな犬とか猫、犬なんか特にだと思ふのですけれども、わかる場合があると思ふのですが、そうした場合には飼い主のほうへの連絡とか、そういうものも連絡とらないで、ただ請負業者のほうで直接処理をしてしまうということなのではないでしょうか。その辺は、各うちで飼っている場合には連絡をとって、それを省いてある 223 が全部で、223 の死体処理をしたということによろしいのか、お尋ねをいたします。

それから、自然緑地の 104 ページなのですけれども、ちょっと答弁のほうで、私の聞き方があれだったかわかりませんが、この表でいきますと、10月1日から11月の30日に除草で事業内容を委託しているということであると、それは將軍沢の皆さんがお骨折りしてくださっているということもわかりますけれども、ちょっと期間的には除草という期間ではないのかなというふうにもちょっと思つたものですから、あえてここ2カ月間という、私たちの感覚でいきますと、除草というと春ぐらいの草がいっぱい生えてきた夏ご

ろまでの関係かなというふうになんか思ったものですから、あえて尋ねさせていただきましたけれども、もう一度、申しわけないですけれども、ご答弁いただければありがたいのですけれども。間違いなければ、そのとおりだということ結構です。

次のページの106ページなのですけれども、この14本は、いろいろなところに点在しているのかなと思うのですけれども、樹木に対してはどういった樹木が多かったのか、多いのかということ、単価5,000円で7万円というふうなお答えいただきましたけれども、お願いいたします。

以上です。

○河井勝久委員長 では、田島環境課長。

○田島雄一環境課長 それでは、お答えさせていただきます。

荒蕪地の関係につきましては、私、役場のほうから通知をいたしまして、それで了解をいたしまして、最初にその費用をまず振り込んでいただきます。それによってから作業というふうなことになります。それで、通知が行って、住所のところ不明の場合、何名ぐらいというふうなお話ですけれども、ほんのわずかな人数だと思います。

続きまして、動物の死体処理ですけれども、飼い主の方がというふうなお話ですけれども、これにつきましては大体電話がありまして、どこの道路で車にはねられたとか、そういったことでありまして、ほとんど犬についても野良犬とか、そういうものだと思います。あと、野生動物のために、犬と猫につ

きましては、猫について、登録はありませんので、わかりませんが、犬についても5頭なものですから、その中で自分の飼い犬であれば自分で処理をしたいと思いますけれども、ひかれていますものについては、そういったものが確認できないので、札とかも首輪とかもありませんので、それはちょっと個人とかというのがわからない状況であります。

それと、將軍沢の区長さんの関係でございますが、時期的に10月1日からだと除草する時期がちょっと遅いのではないかというふうなことでありますけれども、確かに伸び切って、ある程度枯れてしまうような時期でありまして、今度、余りのんびりしてしまうと、今度放火というふうなこともありますので、こういう時期にしたのかなとも思いますけれども、今度もう少し早い時期に除草ということで検討していきたいと思っております。

それと、106ページの保護樹木につきまして、どんな木があるかというふうなお話ですけれども、これは杉、エノキ、ケヤキ、杉というふうな、特にエノキにつきましてはその結構大きな大木でございますので、その下のところにオオムラサキが越冬している、越冬幼虫が、そういうふうなことでございまして、それも指定されているということでございます。

〔「將軍沢のことでちょっと補足をさせていただきたい」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 それでは、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 この場所ですけれども、皆さんご案内のように、笛吹峠

沿いのいわゆる産業廃棄物云々という場所です。そこを町が取得をして、そして地元で維持管理をしていただくと、その費用を若干お支払いしますということでやってきているものです。したがって、地元が中心になって区長さんが招集をかけて、いつ実際に除草したらいいだろうという形でやっていただいているのです。だから、一般的な場所とはちょっと、本当でしたらいつもきれいに除草ができていれば一番いいのでしょうけれども、なかなかそうもいかないということで、それは地元にお任せをして、それでやっていただいているものです。したがって、時期の問題云々ということでしたら、それは今課長が答弁したように、ではいつごろやったほうがより効果的なのかとかいうものについては相談をさせていただきたいと思いますけれども、基本的には地元で管理をしていただくということで、自主的に、いつやるとかというのは区長さんにお任せをして、維持管理をしていっていくということでございますので、ぜひご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 それでは、暫時休憩いたします。おおむね 10 分。

休 憩 午後 2時29分

再 開 午後 2時40分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を行います。

質問のある方。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ページ数で言うと32ページと80ページになるのですが、けれども、1つは、アライグマの捕獲に随分時間を費やしていて、私は環境課からアライグマ課に変えたらと、名前を変えたらというふうに思ったりすることがあるのですけれども、どの程度時間をとって、そのアライグマの捕獲に関しての時間が他の環境課の事業に及ぼす影響というのが大き過ぎるのではないかなと思うのですが、その点について1点伺いたいと思います。

それと、35ページの資源物の売却代金なのですけれども、前年が884万円ほどで、20年が935万8,000円なのですけれども、これだけ盗みが横行していながら金額が上がってくるというのはすごいことであるなというふうに思っているのですけれども、その理由というのは、資源物の単価自体が上がったということなのか、そのことを伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 アライグマの捕獲につきまして、どのくらいの環境課に影響を及ぼすかということですが、昨年のアライグマの捕獲頭数が75ありまして、今年度につきましては既にきょう現在で83頭を捕獲しております。それで、この内容につきましては、大体月曜日の朝電話がありました。関係の方が捕まったということで連絡があります。それで、職員が1度そのお宅に、現場にとりに行きます。とりに行っている間に、またよそで捕獲されたということで、またついでに立ち寄って、とってきます。役場に寄っ

て、そちらの倉庫のところに置いておいて、それから今度獣医さんに電話をいたしまして、きょうお願いしますということで注射を打っていただくわけですが、けれども、それから今度そこで終わりましたら、新埼玉環境センターに運んで、お願いするわけです。その時間というのは、やはり必ず2人でいきます。大体1回、午前中でもやはり1時間半とかかかるわけです。それで、午後については、時間の指定がありまして、大体1時半ごろ伺うようにしております。そうすると、1時から行って、大体向こうで処理しまして、消毒をしたりしますと、大体3時近くになります。2人でそういうことでかなりの時間がとられるとは、本当に大変なことであります。大体月曜日、多いときには月、火、水、木、金までとれるときもあります。今年は何か多いのだと思いますけれども、それで金曜日については獣医さんはやっておりませんので、月、火、水、木のうち、ある程度数が、1つで行くよりはちょっと週に2回ぐらいお願いして、先生のほうに行きます。金曜日にきょう捕まったというので連絡あった場合にどうするかといいますと、それはそこのところに行きまして、町に持ってきておいて、月曜日にそれはまた連れていくようなことで現在しております。ですから、非常に緊急な用があったり、不法投棄の現場があったりすると、中に人がかなり行ってしまいます。そういうときに、また粗大ごみの持ち込みとかがありますので、かなりの時間というのは、アライグマに費やす時間は多くなっています。ちなみに、埼玉県は捕獲数なのですけれども、平成19年度935頭、平成20年度1,346頭、そういうふうにかかなりの数がふえています。

現状的には今こういうことでございます。

それと、36 ページの資源物売却代金でございますが、これにつきましてはアルミ缶、これは1万 9,030 キロということで 200 万 3,750 円でございます。それとあと、新聞、段ボール、牛乳パック、雑誌、紙類につきましては全体の金額で 735 万 4,670 円、合計いたしまして 935 万 8,420 円です。これにつきましては、アルミ缶につきましては1キログラム当たり 25 円から 160 円という大変な幅があります。去年のときには、かなり買い取り代金のほうが高額だったために、資源物の売却代金というのがふえていると思いません。

以上でございます。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 これはアライグマのことで、私はほかの政策的なものが本当におろそかになっているなというのを思ったのですけれども、それどころでなくて、環境課自体の業務にも、日常的な業務にも影響があるというふうに考えていいのでしょうか。もしそうならば、やはりちょっとアライグマ対策に対しては、もうちょっと考え方を変えたほうがよいのかなと思うのです。これは、ほうっておくと、どんどん、どんどん広がっていくので、悩ましいので、やっぱり捕獲しなくてはいけないのだらうと思うのですけれども、その点についての町長の考え方を伺いたしたいと思います。

それと、資源物の売却代金なのですけれども、アルミ缶に対してはという

ことはわかったのですけれども、これはふえたのかどうか、ちょっとわからないのですけれども、紙全体は週に1回、この比企地域で資源物を週に1回集めているということで少ないみたいなのですが、その経過がこれだけの効果があるのかというふうに考えはするのですが、いかがでしょうか。その点について伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 では、答弁をお願いします。

田島環境課長。

○田島雄一環境課長 資源物につきまして、平成19年度と20年度と比較いたしまして、紙類につきましては66トンの増ということでございます。それと、古紙、こういった紙類、66トンです。ふえております。

以上です。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今アライグマの関係については、課長のほうから答弁したように、大変時間的に一般業務が制約されているということは我々も承知しておりまして、たしか今年度の補正予算で賃金等いただいて、助っ人というのですか、そういうのにやっていただける人を募集しようというので若干の予算をいただきまして、募集をしました。たまたまこの人が適当だという方がおられて、お願いしようとしたのですけれども、今臨時職員、そういう方をお雇いするときに健康診断をやっていただくというふうな形を今とっております。たまたまその方が若干ちょっとこう、いうことがあって、結局だめだという

ふうになってしまったのです。したがって、新しい方を今探しております。したがって、できるだけ今後も職員の本体の体制もありますけれども、またそういう委託をできる分というのですか、そういうものも当然考えていかないと、環境課自体の事業そのものがちょっと支障があるのかなというふうに思っております、その辺は今後も十二分に考えていきたいなというふうに思っています。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

吉場委員。

○吉場道雄委員 説明書の105ページ、先ほど松本委員さんのほうからも質問がありましたけれども、大平山公園、または溪谷公園用地の借り上げ料ですか、面積と平米単価は教わりましたので、わかりますけれども、昨日同様な質問しましたところ、七郷の駐在所跡地が平米当たり330円、また消防車庫用地なのですけれども、古里の車庫用地が246円、越畑が255円、鎌形が256円と、建物が建っているところでその単価なのですけれども、それに比較して、このようなところなので、山とってはあれですけれども、山林部分ですけれども、135円というのはかなり高い金額に見積もってあるのではないかなと思います。今まで単価のことについて協議してきたのか。それとまた、かなりこれ面積が広いわけなので、幾らか縮小するような考えが出て、計画で話し合ったことがあるのかどうか、質問します。副町長にお願いします。

○河井勝久委員長 では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答えを申し上げたいと思います。

単価については、きのうもお話がありましたけれども、3年に1回の見直しをするというふうなお話もございまして、20年度については先ほど平米135円ということをお願いしておりました。今年度になりまして、ちょうど見直しの年ということもございまして、若干の値下げをしていただいております。122円まで下げさせていただきました。したがって、単価についてはもともとがたしか150円でスタートしたのかなというふうに思っております。これ大平山の公園につきましては、ふるさと創生で始まったものですから、そのころの一つの単価として150円でスタートし、135円になって、今年度から122円になったということでございます。したがって、地主さんとの交渉はしているということです。大平山の公園については、当初借りたものと、若干山頂付近の小川の方がお持ちになったところは返還をいたしました。そしてまた、溪谷公園についても、当初はもっと大きな面積を借りておりましたけれども、これも地主さんとの交渉しながら、今の先ほども申し上げました1万平米ちよつとぐらいになってございます。そしてまた、大平山についても、今後どういうふうに、この辺にしていっていいかについては、今担当課でもいろいろ研究をしております。ではどこをどういうふうに関後、今言ったように、借りる場所を少なくしていくのか、あるいは今までの事業は今後どうやったら維持できるのかというものを含めて、今研究もしております。したがって、今お尋

ねのように、値段の交渉もしておりますし、面積についても交渉してきているというのが現状でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 1点お聞きしますが、まずページは関係が82ページ、説明書ですが、83にもまたがって、同じなのですが、収集運搬事業、これは第1ブロックと、1ブロック、2ブロックと分かれています。新埼玉環境センターとウエイスト、これは可燃物、不燃物、資源ごみ、粗大ごみ、これは全く同じ金額なのですが、どういう根拠があって、全く同じなのか。面積なのか、第1ブロックというのはどこまでなっているのか、その辺を改めてお聞きしたいと思えますけれども、全く同じということなので、どうなのかなというふうに思うわけですが。

それから、動物死体処理の関係ですが、大変な数が処理をされておりますが、これは委託ということなので、1頭幾らという積算の中でやってきて、ある程度は見ているのだと思うのですが、数が多くなった、それに対する業者からの何か働きかけみたいなものが今どういう状況なのか、出ているのかどうか、その辺はお伺いしたいと思います。2点です。

○河井勝久委員長 田島環境課長。

○田島雄一環境課長 可燃物収集運搬業務、不燃物、資源ごみ、粗大ごみ

等の収集運搬業務につきまして、これは随意契約ということで、町の最初に設計をもとにいたしまして、見積もりをとりまして、それにより町の予定価格を決めて、そこで開封を行いまして、町の低い価格の方と交渉を行いまして、このような金額に決定しているわけでございます。それで、1ブロックと2ブロックとありますけれども、1ブロックにつきましては主に北部地域、2ブロックにつきましては南部ということで分けておりまして、集積所の数は若干違いがありますけれども、面積と走行する距離とか、そんなものを勘案しまして、1ブロック、2ブロックというふうに分けております。

それと、動物死体処理の関係でございますが、大変数が多いということでありまして、何か働きかけはないのかということでもありますけれども、今度、今現在、土曜日につきましては電話でお願いすれば、平成20年度につきましてウェイトさんで契約をしております、日曜日には職員が出て、実際に死体を集めに、収集しに行きまして、ウェイトに届けて、処理していただくというふうなことでありました。今、それでその辺について何か働きかけはということで、今年度、日曜日についてもそういったことをお願いしたいと思ひまして、その辺について若干の金額についての検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 委託の関係については、当然というか、この業者に長年

随契をしてやっていただいているので、随契でやっているということは承知はしております。ただ、随契で、ただ安いところとして、また協議してやっているのですということなのですが、ステーションの数が北部と南部で、北部と南部といってもどの辺を分けて、ステーションの数が何個だという答弁がないのですが、そういうものがやっぱり根拠があって、契約していく必要があるのだと思うのです。会社が違うのにまるっきり同じ金額だという、これはちょっと理解に苦しむのですが、こういう時代ですから、きちっとした説明責任が、我々議会としても、町民に対しても必要なものですから、やはり説明責任ができるものを出してもらいたいなというふうに思います。

それから、死体処理の関係ですが、日曜日には職員が出てということで、連絡が確かにあれば、やらざるを得ないというふうに思っていますが、実際の随時死体の連絡はあるのだと思うのです。それに対して、通常環境課の職員が現場に行って、持ってきて、それを火葬処理をしているのだと思うのですが、そこに持っていくだけの委託なのか、その委託の方法についても若干説明をお願いします。

○河井勝久委員長 田島環境課長、答弁をお願いします。

○田島雄一環境課長 委託業務につきまして、私先ほど、町の見積もりをいただきまして、町の予定価格が設定してありまして、その見積もりが出た金額が高くなった場合について、その予定価格まで交渉ということで、それで契約ということになっております。

それと、動物の死体処理なのですけれども、これにつきまして、土曜日については、土日については職員のうちに連絡が来るわけですけれども、普段につきましては役場に連絡がありまして、役場からウェイトさんにファクスを送りまして、そこで収集運搬ということで処理をお願いしているものでございます。

それと、1ブロックですけれども、これは菅谷1区、2区、3区、4区、5区、あと七郷地区全部でございます。それと、志賀1区、志賀2区、平沢1区、平沢2区、この地域が、地区が1ブロックということでございます。

〔何事か言う人あり〕

○田島雄一環境課長 南部と北部と言いましたけれども、1ブロックにつきましては、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。先ほど言いました菅谷1区、2区、3区、4区、5区、それと古里1区、古里2区、勝田、杉山、コロニー嵐山郷、吉田1区、吉田2区、太郎丸、越畑1区、2区、広野1区、広野2区、志賀1区、志賀2区、平沢1区、平沢2区の地区でございます。そのほかにつきましては2ブロックということでなっております。

以上です。

○河井勝久委員長 では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと契約の関係なので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

この金額が同額というのは、当然指名委員会、あるいは今選定委員会と

いいですけれども、そういうところにも議論はございました。ただ、過去の経過があって、なかなか実際に業者さんから見積もりをとると、こんな金額ではとてもおさまらないのです、実際のところが。ただ、それは過去の経過があるし、地元の企業なので、ぜひ値引きをしていただきたいというふうに交渉した結果がこうだというふうにぜひご理解をしていただきたいと思います。毎年値上げの要請があるわけですがけれども、町の財政状況もこうだということもあって、このところ若干一部値上げしたこともございましたけれども、ほとんど同じような値段でやってきていただいているというのが現状です。したがって、ステーションの数がぴったり同じならぴったり同じ金額というのものあるのかもわかりませんが、その辺については、先ほど課長が申し上げましたように、町が予定価格を予算に基づいて定めて、それにいわゆる減額交渉して、応じていただいているというのが実情です。したがって、ちょっと不合理的なところはあるかも知れませんが、今後もこの辺については、もし改めるようなことがございましたら、その辺も考えながら委託をしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○河井勝久委員長 では、ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、環境課及び上下水道課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時06分

再 開 午後 3時16分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、産業振興課及び企業支援課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

長島委員。

○長島邦夫委員 まず、ページを申し上げます。最初にページを申し上げます。85 ページです。農業振興事業という中に使用料及び賃借料がございます。機械器具借り上げ料に主にお聞きしたいと思います。上の賃料については、どういう賃料だかわかりませんから、わかればというか、それに関連したものかどうか、そんなところをお聞きしたいと思います。

次に、87 ページの農産物フォローアップ補助事業についてです。前にもちょっとどこかでお聞きしたのだと思うのですが、電気さくの関係ですという話聞きました。それに間違いないというふうに思って、それから先に進みますが、これは申請があった個人の方に、電気さくを農地に、農作物を守るために電気さくをするのだと思うのですが、それに対してどのくらい補助が出るものなのか、しているのか、お聞きしたいというふうに思います。内容が違ったら、違うと言っていたきたいと思います。

それと、89 ページの農林業の関係ですが、原材料費として 44 万何がしが載っていますが、作業員の賃金に比べて非常に少ないので、苗木代か何かなのかなというふうに思ったのですが、お聞きしておいたほうがいいかなと思ひまして、お聞きをするところです。

以上3点、お願いいたします。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、85 ページの使用料及び賃借料なのですけれども、これにつきましては農業委員会のほうでパソコン等の機械を借り上げておきまして、月3万1,500円、農業の行政システムの関係で、それで月3万1,500円で37万8,000円、それから機械器具借り上げ料、これはソフトの借り上げ料で月2万3,730円で、合計で28万4,760円になっております。

それから、87 ページのフォローアップの関係なのですけれども、基本的に半額の補助をさせてもらっておりまして、20年度につきましては電気さくが4件で18万1,000円の補助、それからパイプハウスで2件、これが16万5,000円、それと苗木、種、その他で67万2,500円の補助、それからホロとクリの苗木の補助が、これ地域活性化の補助金をいただいて、9万2,500円の補助を行っておりまして、トータルで10件の補助を行っております。

それから、89 ページの原材料費なのですけれども、これにつきましては

杉山の林道明神前線の側溝ふたを購入した価格が 44 万 4,308 円になっております。メーターでいうと 165 メーター分のふたかけをしまして、そのふたの代金でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 ありがとうございます。

電気さくのところをちょっと最初に、前後しますが、パイプハウス、ビニールハウスのことなのでしょうか。そういうものについて申請をすれば、補助がいただけるということなのですね。そういうのがあったというふうにわからなかった。電気さくそのものだけなのかなというふうに思ったものですから。

それで、電気さくの効果、その補助した方に、その後の成果みたいなものは聞いているのかどうか。さっきから鳥獣の話が出ていますが、そういう関係で電気さくをしているのだというふうに思うので、そういう成果があったら、お聞きしているのであれば、お願いしたいなというふうに思います。

それと、一番最初に質問をした機械器具の借り上げ料なのですが、倉庫というのは、どこかの農業施設の倉庫だというふうに思うのですけれども。

〔「ソフト」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 ソフトね。わかりました。では、それは結構です。

それと、一番最後のあれなのですが、原材料費は側溝のふたということで、杉山城と場所を言いましたですが、杉山城の、杉山城ですよ。

〔「杉山の林道の明神前線と。セイメイファームの、神社のところで上がっていく道路なんです」と言う人あり〕

○長島邦夫委員 杉山城ではない。では、隣接したところではないですね。それだったら結構です。

今言った電気さくのところだけお願いします。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 電気さくの効果ですけれども、特にトウモロコシとかスイカをつくる時に、そのシーズンだけ周りを囲って、よけをしているわけなのですけれども、それでそれをすれば被害は防げるという話では聞いております。一応被害は抑えられるということです。電線を3回りぐらい回して、3段ぐらいにして、それをやれば被害が防げる。特にアライグマ等なのですけれども。そんな状況です。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 今の電気さくの話なのですけれども、非常に私も効果は出ているという話は聞いたのです。それで、今4件というふうなことから、そんなに農業というか、そういう果物というか、トウモロコシだとか、シーズンに一番いいものをとろうと思ったときにやられてしまうというような話をよく聞きます。電気さくそのものは、聞いた限りではちょっと危険なものかなというふう思うところも最初はあったのですが、非常に効果が出ているというよう

な話を聞きますので、やはりせっかく収穫しようと思ったときにとられてしまうという非常に悔しい思いを農業の方はするわけなので、なるべく申請があったら、啓発ですよ。知らない方もいるみたいなので、特にそこで農業で収益を上げる方にはぜひ使っていただいて、そういうことが、収穫前にやられてしまうようなことがないようにできればいいなというふうに思います。そのようなPRを、要望になってしまいますけれども、今後も続けていただければというふうに思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 23 ページの花見台工業団地管理センターの使用料なのですが、ほかの施設がおおむね減っているという状況の中で、ここがふえているわけですが、どうしてふえたのか、どういう人たちが借りているのか、わかりましたら伺いたいと思います。

それから、ちょっとページがわからないのですが、農業というか、セイメイファームの件、この20年度というのはどんなことで対策を講じてきたのか、伺いたいと思います。

それと、90 ページの嵐山まつりのことなのですが、今年も予定されておりますけれども、展示品の運搬が、ある方から、年をとって、もう大変だと。それで、その団体もみんな年をとるとっては悪いかな。年をとって大変だということでは言われたわけですが、そういうふうなお話聞いておりま

すでしょうか。要はそういうところへの何らかの手助けをしていく必要があるのではないかなと思うのですけれども、その辺、お話は聞いているか、それでそのお考えがあるか、伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 23 ページの使用料についてお答えします。

ふえている理由ということなのですけれども、利用者がいるということではふえているのだと思うのですけれども、どんなような団体かということなのですけれども、減免団体が一番多いと、減免団体が主に4団体、週3回だとか、4回定期的に使っているというものが4団体あります。それと、金額を全額もらう団体が週3回、4回と使っている団体が2団体ありまして、その団体についてはダンスをしている団体が主でございます。あとは、あそこにある企業が定期的に利用していると。また、いろんな講演会だとか、工業会だとか、そういうものが減免団体で利用していると。もらっている団体的なものもその中ではあるというもので、使いやすいというようなあれで使用がふえているかなというふうには考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 では、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、セイメイファームさんの関係なのですけれども、これにつきましては、去年から新しいレスキュー40、その薬剤を使って

悪臭防止というか、それに取り組んでもらっています。それで、年に2回ほど、環境課が中心なのですけれども、話し合いを行っておりまして、また4日の日でしたっけ、知事さんが来たときにまたいろいろ要望を出されたということなので、きょうもセイメイファームさんには行かなかったのですけれども、初雁さんのほうに県と関係事務所と家畜保健所の方といろいろ話し合いに行き、いろいろまた要望については聞いてきました。また、それについて対応を考えていきたいということで進めていきたいと思います。

それから、嵐山まつりの関係なのですけれども、先日、実行委員会がありまして、特に文化部さんのほうから荷物の搬入等の、今川口委員さん言われるように話がありましたので、必要な人数等を申し出てくださいということで申し出ていただきまして、職員で対応できる分については、うちのほうから総務課さんのほうに人員の要請をさせていただいて、対応するような形で今進めております。

以上です。

○河井勝久委員長 セイメイファームの関係について.....すみません。水島振興課長に、あくまでも20年の決算の対応なので、その辺の答弁はよろしくをお願いします。

〔何事か言う人あり〕

○河井勝久委員長 セイメイファームも含めて、嵐山まつりもそれ関係があるのです。

では、質問。

川口委員。

○川口浩史委員 花見台の関係、ちょっとほかが減っているから、少し参考になるかなと思ったのですが、余りならないかなということで、わかりました。ありがとうございました。

セイメイファームの件は、レスキューと、薬剤なのですか。薬剤使うようになったわけですか。やっぱりいまだににおいがきついなと思うのです。引き続き努力をしていていただきたいと思います。地域の人たちとも協議して、やっていただきたいと思います。とりあえずそれは結構です。

それで、嵐山まつりの件なのですが、役場のほうでやっていただくということで結構なのですが、ボランティアという、何か広報かに出して、そういう手もあるかなと思ったのですが、とりあえずはそういう方向まではいかなくても大丈夫なのでしょうか。役場内でできるということですか。

○河井勝久委員長 その辺は、決算とは関係ないのです。

○川口浩史委員 そうですね。

○河井勝久委員長 いいですね。答弁はないですよ。

では、ほかにございますか。

金丸委員。

○金丸友章委員 2～3お伺いをいたします。

産業振興課の課題になると思いますけれども、お聞きにすることになりま

すけれども、説明書の 90 ページになります。90 ページの中心市街地活性化推進委員会への交付金ですけれども、この事業等の今期の活動内容等について把握されておりましたら、説明聞いてみたいと思います。

また、次の商工費で消費者行政推進費でございますが、この内容、この事業につきましても相談件数ですとか、どのような相談があったのか、そのあたりもお聞きしたいと思います。

それで、ちょっと戻ります。89 ページですけれども、農地・水・環境保全国上対策事業ですけれども、これの支払い先等です。それへの費用対効果といいますか、その負担をした分の効果というものはどのようなものであったのか、そんなところをお尋ねいたします。

○河井勝久委員長 金丸委員さん、今の質問の中で中心市街地の活性化を今度どうするかという問題は、ちょっと今後の問題になるのですか。

○金丸友章委員 今期の活動についての報告がありましたら、お伺いします。

○河井勝久委員長 わかりました。

それでは、水島産業振興課長、答弁お願いします。

○水島晴夫産業振興課長 では、90 ページのまず中心市街地の活性化の事業について報告をさせていただきます。

まず、事業としてはフリーマーケット、それからカーオリエンテーリング、それからさくら祭り、街路美化運動、朝市、あとレンタルボックスの事業等を

行っておりまして、主にその支出につきましては活性化の委員会のほうで支出しているのがその事業でございます。

それから、消費者行政相談の関係ですけれども、相談窓口については50回ほど開設をさせていただきまして、相談件数が25件ございました。それで、相談内容ですけれども、まず有料サイトの不当請求、それから多重債務、それから債権の不当請求、それからLPガス等の関係、それからサラ金とか、債権回収等の20件ほどの相談の内容がございました。

それと、89ページの農地・水・環境保全向上対策事業の関係ですけれども、これにつきましても効果というか、これにつきましては全体の補助事業費で426万円で、国が2分の1の助成、それから県と町で106万5,000円ずつ、4分の1ずつの補助を出して、各町内8地区の土地改良区、土地改良組合が中心になって、いろんな維持管理、農業施設の維持管理、また草刈り等の事業をしていただいております。これにつきましては、かなりの効果が、数字的にはちょっと言えないのですけれども、かなりの、今まで農業から離れていた人たちを呼び戻して、もう一度かかわってもらおうというような形でやっていますので、かなりの効果が出ているのかなというふうには理解しております。

以上です。

〔「支払い先」と言う人あり〕

○水島晴夫産業振興課長 負担金については、一度県の農地・水・環境保

全向上委員会のほうに納めて、県のほうから、県の委員会のほうから各団体に合わせた額で支給をされております。

○河井勝久委員長 金丸委員。

○金丸友章委員 そうしますと、今の土地改良組合等への支出でございますけれども、非常にこれは農業に帰農する方、その支援になっておるということを知りましたのですけれども、この金額等につきましては、このトータルの負担金の決定については、これは県のほうから毎年割合を決めてくるものなのでしょうか、それもお聞きしたいと思います。

次に、市街地活性化推進委員会の活動につきましては、例えば朝市ですとか、フリーマーケット、いろんな広報での周知がいろいろあって、盛んに行われているところで、委員会の方が大変活躍されていると思ひまして、内容と申しますか、事業内容が理解ができました。

消費者の相談につきましてなのですけれども、今主立った相談内容をお聞きしましたのですけれども、この中で、おれおれ詐欺、そういう名称で代表されるものがありますけれども、これについてはそういう相談があったのかどうか、そして被害額、件数等がわかりましたら、お願いをいたします。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、農地・水・環境保全の関係ですけれども、この事業につきましては各8地区で実施をしているわけなのですけれども、その面積を、管理面積を決めていまして、それで額が決まっているわけなの

ですけれども、それで19年度から23年度までの5年間で、毎年同じ額で実施をさせていただいております。県からの内示については1度だけで、同じ額で、毎年は、もう額が決められていて、嵐山町には、8地区については426万で、おのおの面積によって振り分けをさせていただいております、毎年の内示はないのですけれども。

あと、消費者相談の関係ですけれども、おれおれ詐欺については消費者相談でなくて、総務課の相談になるかな。こっちには、消費者相談にはそれはありません。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ページ数でうまく言えないのですけれども、87ページに味菜工房の土地借り上げ料が14万3,710円がありますよね。そして、86ページに地産地消事業というのがあって、報償費で地産地消事業で何をやったのか、まず伺いするのですけれども、味菜工房の全体的な売り上げというのはどのぐらいになって、そして産直の売り上げというのはどの程度伸びてきているのかということ伺いたと思います。

○河井勝久委員長 それでは、水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、味菜工房の土地借り上げ料については14万3,750円で、またこの額については味菜工房さんからまた別に雑入で歳入に出しております。

「もらっているのわかっている。雑入で入っ
ているのわかっている。どういうふうに出
したらいいかわからなかったから」と言う
人あり]

○水島晴夫産業振興課長 土地については、町のほうで契約をして借りて、
味菜工房の土地について借りていますので、それは町の契約でお支払いし
ているような形になっています。

それから、地産地消の事業ですけれども、報償費で農業体験の指導の
謝礼として、各学校の謝礼として10万円の謝礼をしています。

それから、味菜工房の単独の売り上げについては、ちょっと把握ができ
ていないので、また後ほどというか、後で報告をさせていただきます。

「全体でいいんだけど、言いようがなかった
もんで」と言う人あり]

○水島晴夫産業振興課長 全体が20年度が3億679万9,000円になっ
ております。それで、客数が28万2,506人、それで19年度が3億68万
6,000円、28万546人の入場で、500人ぐらい20年度については客数
がふえて、また売り上げも600万ほどふえております。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうすると、この報償費というのは学校農園の報償費

というふうな感じで、学校への報償費という感じで考えてよくて、原材料費もそういうことであるというふうに考えていいのですね。入っていなかったかな。入っているよね。地産地消事業と書いてあったので、全然違うものを予想したのですけれども、そういうことなのですね。わかりました。では、原材料費もそういうことで考えていいのでしょうか。それを伺います。

それと、1つ、味菜工場の駐車場等の土地の借り上げ料についての考え方なのですが、これは嵐山町ですっと借り上げていくというふうな考え方ですっと来ていて、それに対しての購入というふうな考え方はもう全然持たないということでもいいのでしょうか。それを伺います。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 地産地消事業の関係ですけれども、報償費につきましては農業体験の小学校のほうの指導していただいた謝礼で支払いをさせていただいている。原材料費につきましては、いきいき野菜出荷組合、学校給食等に納めている野菜等の種と肥料等の購入代の補助をさせてもらっております。これが15万補助をさせてもらっております。

それから、土地の借り上げの関係ですけれども、購入については今のところは考えてはいません。まだ契約が結構長期でやっていたと思いますので、ありますので、当面は今のままで考えております。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 84 ページです。耕作放棄地の全体調査委員報酬が16人ということで出ていますけれども、これは嵐山町全体の耕作放棄地を調査をしたのかなというふうに思うのですけれども、全体としてどの程度あるのか。あるいは、この調査によって、今後の嵐山町の農政そのものをどういうふうに考えていくことになるのか、その辺をちょっとお聞きをしたいというふうに思いますが。

それから、90 ページの中小企業の近代化資金の利子補給なのですが、今年の実績をちょっと教えてもらいたいというふうに思うのですが。20 年度。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 まず、84 ページの耕作放棄地の全体調査の関係なのですけれども、これに関しましては県のほうから農業委員会にあてに調査依頼等が来まして、それで農業委員さんに結構日数をかけて現地を1筆ごとに調査をしていただきました。それで、耕作放棄地については162ヘクタールあります。それで、これから解消等の方法なのですが、それについては今耕作放棄地の再生の委員会をつくって考えているということで、今進めているところなのですが、実際の話がなかなか、荒れたところをどうふうにかき入れしていくかというのはなかなか難しいのかなということで、今のところはまだこれだけあるということで、県のほうからもこれを解消しなさいということでは来ているのですけれども、現実には進んでいないのが状

況で、これから検討委員会をつくって、どういうふうにするか、進めていく方向で今進んでおります。

それから、中小企業の近代化資金の利子補給の関係なのですけれども、20年度が67事業所で154件の借り入れがありまして、それで借り入れの残高が13億7,634万2,578円の借り入れがあつて、この分の支払利息が2,872万4,164円で、利子補給をさせてもらったのが7万円の限度額で、6.52%で頭打ち7万円で計算をさせてもらって、100万円の助成をさせてもらっております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 耕作放棄地の関係ですけれども、162ヘクタールというのは、嵐山町の農地のどの程度に当たる、比率的にはどのくらいに当たるのですか。同時に、この調査で耕作放棄地というふうに言われている部分は主にどういうところなのですか、傾向として。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 農地の約20%に当たりまして、それで特に多かったのが桑園の跡地と、あとは場所を言つては、將軍沢のほうの谷津田ですか、それがかなりの面積を占めております。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 今、委員会を設置して、今後考えていくというふうに最初言われたと思うのですけれども、それは今年度委員会を設置して、これから対応を考えていくということによろしいのですか。

○河井勝久委員長 水島産業振興課長。

○水島晴夫産業振興課長 委員会については、今年度というか、なるべく早い時期に、今月中に総会ができればということで今進めています。それに基づいて進めさせていただくような考えでいます。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤欣男委員 花見台、89 ページなのですが、これは新しく企業支援課長のほうに聞くのも酷かなと思いますが、先ほど聞きそびれた面があるのかと思うのです。この利用について、ダンスの会だとか、そういうところが最近使っているということなのですが、本来の目的もある。花見台の工業会等々は、ここを使っているのでしょうか。というのは、工業会、商工会のほうに事務方が移っているというふうなことも承知しておりますが、だんだん町とのつながりというものが薄くなってしまってきているのではないのかなと、工業会の。工業会に対する町のかかわりというものが薄くなっているのかなというふうな思いをしておりますが、実態的にはどうなのでしょう。利用はどんなふうな。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 お答えいたします。

昨年の関係なのですけれども、工業会としては総会の際に使うと。それとあと、いろんな部の部会の際に使っているということで、年間、今ずっと使用料もらっていますので、年間6回、7回というぐらいの使用になっているのです。昨年の6月、7月、9月が2回というようなペースで使っているというような状況です。

以上です。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 そうすると、工業会のほうで使うのが主だというのですが、これは減免措置があるわけ、対象にはなっていないのですか。その辺ちょっとお伺いします。

あとは、企業そのものがここを使うというような、当初はかなりありましたが、というふうに承知しておりますが、最近はほとんどないというふうなとらえ方でよろしいのでしょうか。工業会そのものがここで何かをすることが必要なくなってきたのが現状なのか、その辺もちょっとあわせてお伺いしておきます。

○河井勝久委員長 木村企業支援課長。

○木村一夫企業支援課長 企業そのものは、月に3回だとか、多いときで5回ぐらい使っているというのが企業の現状でございます。また、工業会の料金の話なのですけれども、それは町の料金を設定のあれで減免団体という

ものを決めておりますので、工業会については、本来の目的でいえば、その企業が使う場合は減免になるのが当然なのかと思うのですけれども、もらうというようなあれになっていますので、私なんかも4月に工業会の会長さんのほうから、それはおかしいのだというふうに大分言われているのですけれども、それは町の決まり事ですから、当面の間は変えられないということでご理解をしてもらって、使ってもらっているというのが現状です。

○河井勝久委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 その辺のいきさつについては、減免措置がとらなかったというものと、というのは工業会、私どもはそういうものがあったというのは知りませんが、工業会、最初は地域の、余談になりますが、地域のことに大変協力的であったわけですが、特にこの春以来、厳しいとはいいいながら、今までのものを、それはできないというようなことがあって、来ているわけなのですが、工業会、嵐山町の工業、あれだけの企業が入っているわけです。それに対する情報提供というか、そうしたものもやはり商工会のほうに与え過ぎてしまって、今後の課題にもなると思いますが、これはせつかく企業支援課ができたわけですから、ここら辺のかかわりというものをもう少し考えるべきではないかというふうに思うのですが、この辺についていかがでしょうか。

○河井勝久委員長 では、高橋副町長。

○高橋兼次副町長 ちょっと決算とは離れてしまうかもわかりませんが、今安藤委員お話しのように、企業支援課もおかげさまでスタートいたしま

した。最近工業会と実際に今いろいろ話をしております。管理センターを今後どういうふうにあそこを維持管理していったり、あるいは利用していったらいいかということも今含めて話し合いをしてしております。特に、先ほど水質検査の話も出ましたけれども、いかんせんここ数年の経済等によって、会費を集めて工業会を運営しているというのが厳しくなってきたりまして、今お話しのように、いろんな面で、今までこれだけ出したのだけれども、とても無理だよと、そんなことより自分のところがバンザイしそうなのだという話が現実にあるのです。したがって、その辺、そうはいつでもやはり地元とのおつき合いもあるしということもあって、町長もお願いをして、一定のところで歯どめをしていただいたりしている面もございます。今後なのですけれども、あその管理センター、公の施設で管理人がいないというのはいかがなものかなというふうに前々からお話もされておりました、何とか来年の春からはちょっと違う展開ができたかなというふうにも考えております。これは、工業会としても応分のお金を出しながら、あそこをもっとどう利用していったらいいかというものも含めて、今ちょっといろいろ話し合いをしてしております。したがって、今安藤委員お尋ねのように、企業支援課を中心として、今工業会とも現実的ないろんな話をしておりました、そのうち一定の方向をぜひ出させて、皆様方にご報告ができればなというふうには現実に考えております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

では、先ほどの渋谷委員の味菜工房について。

○水島晴夫産業振興課長 20年度が4,302万1,307円の売り上げがございました。19年度については4,264万130円。4,300万円前後でここ何年かは推移をしております。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、産業振興課及び企業支援課に関する部分の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。おおむね10分。

休 憩 午後 4時05分

再 開 午後 4時16分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、都市整備課に関する部分の質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

畠山委員。

○畠山美幸委員 お一つだけお伺いします。

説明書の72ページの児童遊園地管理事業につきまして、こちらはどちらを修繕されて、どのようになったのか、教えていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 田〇都市整備課長。

○田〇淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

この修繕の箇所なのですけれども、志賀第2公園の漏水工事、それと照明灯の取りかえ工事といったものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

渋谷委員。

○渋谷登美子委員 すみません。ちょっとページ数を控えていなかったのですけれども、まちづくり交付金事業の中の平沢土地区画整理組合なのですけれども、町の決算書ですと1億9,482万9,000円。ところが、平沢土地区画整理組合の決算書ですと、まちづくり交付金事業が2億7,500万円というふうに出ているのです。その差というのは、これは8月11日発行のグリーンタウン平沢というので、それで決算書に関しては多分総会の、総代会のものなのかなと思うのですけれども、総代会は6月28日に行われています。この違いというのは結構大きいかなと思うのですけれども、そのことについて伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 田〇都市整備課長。

○田〇淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

平沢の関係でございまして、組合のほうで2億7,500万ということになってございます。町のこの決算書のほうで見ますと1億9,428万

9,000 円になっているわけでございますけれども、これにつきましては2億7,500 万から支出した分が1億9,428 万9,000 円でございます、残りの8,071 万1,000 円は繰り越してあるというものでございます。21 年度に繰り越しているというものでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 ちょっと事情がよくわからないのですが、平沢土地区画整理組合の決算書ですと、補助金として収入済額として2億7,500 万円が入っていて、それがまちづくり交付金事業なのです。町単独補助金として4,800 万円入っています。そして、事業費としては、いろいろあるのですけれども、工事請負費が1億8,961 万円、委託料は1,695 万6,450 円、補てん補償費や賠償金として1億3,582 万3,341 円という形になっているのです。これはほとんど見ますと、歳入のほうを見ますと、ほとんど嵐山町の補助金です。繰越金は1億4,947 万1,810 円あるのですけれども、歳入自体は、あとは繰越金のほかは財産収入が3,345 万6,695 円という形になっているのです。それで、計が5億684 万7,943 円、これが平沢の土地区画整理組合の補助金の決算の状況なのです。見てみますと、少なくとも補助金は3億円以上は入っているわけですね、町の補助金は。それであるにもかかわらず、ここで平沢土地区画整理組合の事業自体が全く決算書にもどこでも出てこないのです。特に町のほうで見ますと、ここで職員

の時間外手当は土地区画整理総務事業で2万7,241円という形になっています。それで、区画整理組合に町の職員がどの程度かかわっているか、時間的にどの程度の時間を費やしているのか、今とっていないのですけれども、このような形の場合は、私は平沢土地区画整理組合もほとんど町事業だというふうに考えていいのだと思うのです。ですので、決算書については、ここの事業内容は補助金の中に加えて、補助金としてどのような事業を行ったかということを加えていかないと、実際には嵐山町の決算書の数字と平沢土地区画整理組合の決算書の数字が異なってくるという事態になってくるわけなのですけれども、その点をどのようにお考えになるのか、伺いたいと思います。これ6月28日に、先ほど言いましたように決算が行われているわけなので、これに基づいて町は行うのか、それともどういうふうな形でこれをとらえたらよいのか、伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 では、田〇都市整備課長。

○田〇淑宏都市整備課長 お答えさせていただきます。

町の補助金として単独分の4,800万、それと1億9,428万9,000円、計、合わせて2億4,228万9,000円支出しているわけでございます。それで、実際に組合の支出している部分につきましては、決算書の支出している部分、それについては3億8,763万4,901円という形になっておりまして、差し引き、先ほど言いました収入が5億684万7,943円ということになっておりますけれども、それ差し引きますと1億1,921万3,042円ございませ

て、そのうちの1億22万5,000円は組合のほうで繰り越しているというよう
な形になっております。

以上です。

○河井勝久委員長 新井副課長。

○新井益男都市整備課区画整理担当副課長 まちづくり交付金の決算に
つきましては、補助金という名目ですので、政策経営の財政のほうとの話の
中で、実績金額だけを補助金として年度内に支給をしていただきました。4
月1日になりまして、繰越明許になっている金額を含めて、4月以降に補助
金として受けたものです。そういうことで、3月31日までに補助金としていた
だいた分がこの1億9,428万9,000円です。まちづくり交付金事業は5年
間の事業ですので、5年間の中でトータルで幾ら使えというような実施計画
の中で使わせていただいております。実際に前払い金、それから契約をして
補償費等支払いをできたもの、その実績だけがこの平成20年度の実績に
当たってまして、この分だけを20年度で受けまして、それ以外に繰越明
許になっている分につきましては4月1日以降に改めて補助金として組合に
受けております。総額は、予算の中の金額でございます。

補足は以上です。

○河井勝久委員長 渋谷委員。

○渋谷登美子委員 そうしますと、平沢土地区画整理組合の年度というの
は3月31日が末ではなくて、6月1日というか、4月年度以降も入ってくると

いうふうに考えて、この決算書があるということになるわけですか。私がすごく問題だなと思っていますのは、これだけの補助金、ほとんど嵐山町の事業と思えるようなものが補助金としてだけ書いてあって、あとどのような事業が実際に行われたかということがここには反映されてきていないのです、決算の説明書の中に。それで、それを今後も続けていかれるのはまずいのではないかなと思っています、そのところを改善していただきたいのですけれども、その点についての考え方を伺いたいと思います。

○河井勝久委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

新井副課長。

○新井益男都市整備課区画整理担当副課長 前段の会計の整理のことだけお話をさせていただきたいと思うのですけれども、4月、5月は出納整理期間でありますので、その間に平成20年度のお金が入ってくるものについては平成20年度として受けるというものです。出納整理期間の中で整理をさせていただいたと、補助金につきましては。そういうことで、予算額の合計が2億7,500万円になったということです。

○河井勝久委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 今渋谷委員からご指摘いただいた件については、ちょっと検討させていただきたいと思います。いわゆるかなりの額を町が実際に補助金として出しているわけなのです。どういう事業がどういうふうに行われたということについて、例えばほかのいろんな大きな事業があったときに、ど

ういう形で出せるかですけれども、出し方についてはちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

清水委員。

○清水正之委員 私、内田さんか根岸さんのほうにお答え願いたいというふうに思うのですが、今年の都市整備課は当初予算で23本の道路が予定されていたのです。経済対策の関係で追加になってきているということで、繰越明許が非常に多かったというふうに思うのですけれども、実際に仕事をしていて、実際の仕事上、特に繰越明許の場合は用地取得がほとんど残っているということで、工事すら入れないという状況だったのだと思うのです。それが用地取得も含めて工事が繰越明許になるということで、実際の当初予算の計画、それから補正でのってきた道路建設を進めていく上で、どのような支障があったのかどうか、もし具体的に答えられる部分があったらお聞かせ願いたいのです。

○河井勝久委員長 根岸副課長。

○根岸寿一都市整備課建設担当副課長 それでは、お答えします。

20年度の事業につきましては、先ほど清水委員さんがおっしゃったように、かなりの本数がございました。今現在は、県の土木積算システムで、パソコンで設計を行っておりますので、職員が20年度は自分を入れまして6人おりました。そのうち4人でとりあえず1人3本ですとか4本を設計していた

だきまして、とりあえず 20 年度事業につきましては無事終了いたしました。ただ、繰り越しの関係でございますけれども、道路工事が1本、町道1-14号線なのですが、これにつきまして菅谷館址の外堀ののりの関係で、国との協議がなかなか終わりませんで、のりをどのような形で整備していくというのが決まらず、しょうがなし繰り越しという形をとりました。

それとあと、用地補償の関係でございますけれども、一応これ年度内に大体調印のほうが終わったのですが、中に抵当権を持っている土地等があったり、それと物件補償が3月中に移転できないと、そういうところがございましたので、4路線を繰り越しとさせていただきます、現在は大体登記等も終わりまして、繰り越しの支払いのほうも完了しております。一応 20 年度につきましては、職員が頑張ってくれましたので、何とか終了いたしました。

以上です。

○河井勝久委員長 清水委員。

○清水正之委員 そういう面では本当にご苦労さんでしたというふうにしかり言いがたないのですが、これだけのやっぱり事業を抱えて、6人でやるというのは非常に大変な面があったのかなというふうにも思います。そういう点では、登記そのものもほぼ終わって、これから工事に入るという形になるのでしょうか、ぜひ限られた人数ではあるのですが、住民の人たちはそれぞれが要望の強い箇所だと思うし、特に菅谷館跡のところはもうほぼでき上がって、近所の人たちも大分喜んでいるのかなというふうにも思

っています。本当にご苦労さんとしか言いようがないです。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

川口委員。

○川口浩史委員 23 ページの道路占用料ですけれども、14 社になっているということで、昨年の決算で12 社ということで、1社はガスの会社かなというか、ガスの会社ですよ。差し支えなかったら、もう一社教えていただければと思います。

それと、この占用料で、当初より若干少ないですけれども、金額的に読める数字だと思うのです。どうして少なくなってしまったのか、伺いたいと思います。

それから、37 ページの駅前広場の使用料ですが、これが5万ほど下がっているわけですけれども、ここを下げた理由を伺いたいと思います。

それから、102 ページの区画整理の関係で、昨年、区画整理組合が発注した業者に偏りがあるということでお話したのですけれども、その点は改善されているのか、伺いたいと思います。

それと、ちょっとページがどこだかわからないのですけれども、これ一般質問にもありましたけれども、市野川の中に木が生えていて、大雨が降った場合邪魔になるといいますか、あふれる原因になるということで、どの程度20 年度は刈ってくれたのか、おわかりでしたら伺いたいと思います。

以上です。

○河井勝久委員長 では、内田副課長。

○内田孝好都市整備課管理担当副課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、23 ページの占用料の件でございますけれども、1社ふえたのは郵政事業で株式会社東松山支店ということで、たしかこれは駅前に新たに電話ボックスをつけたということで、そこがふえています。

それから、若干減った内容なのですが、実はこれは東京電力(株)熊谷支社におきまして、杉山地内にある鉄塔というのでしょうか、それが占用物件として計算が間違っていました。去年はけたが違っていて、今年度は2万2,000円なのですが、昨年度は40万とか50万、申しわけございません。だものですから、これが会社のほうに話をさせてもらいまして、今年度から変えますということで、今までの分にはお許しくださいということで、ちょっと気がつかなかったものですから、そういったことで若干金額が変わったというのがあります。

それから、もう一点、37 ページの駅前広場の使用料が減ったとありますけれども、これにつきましては基本的にはいろんな会社が駅前を通過して、駅を利用して使っているわけなのですが、いろいろ工業団地等あるのですが、実は嵐山カントリーがバイパスからつきのわ駅に近くなったということで、これが嵐山駅から撤退をして、つきのわ駅に変わったということで、これが変わっています。ですから、それが減っている理由ですかね。

私のほうからは以上です。

○河井勝久委員長 では、答弁をお願いします。

田〇都市整備課長。

○田〇淑宏都市整備課長 区画整理の関係でございますけれども、発注が偏っているのではないかというような質問でございますけれども、改善が図られているというような状況でございます。

続きまして、市野川の中の木が生えているというようなお話でございました。20年度につきましては、JAのガソリンスタンドがございまして、その裏の粕川ですが、あの辺については下をさらってもらったりとかということをやっているわけなのですけれども、市野川のほうについては、その辺の報告というのが県のほうから受けていないような状況でございまして、どの程度やったかというのがちょっと把握できていないような状況でございます。

○河井勝久委員長 川口委員。

○川口浩史委員 占用料で、その鉄塔ですが、そうすると多くもらってしまった分は返さなくてもよかったわけなのですか。そのちょっと確認をしたいと思えます。

それから、市野川ですが、報告が来ていないということはやっていないのかなと思うのです。やはり一般質問あったし、大雨が降った場合、洪水の原因というか、なりますし、現に川袋の下のところなんかもかなり草や木が生えていますので、やはりきちんと頼んでおくことは頼んでおくようにしておい

たほうが良いと思うのです。これは、またごみがふえるから、要望でいいです。

○河井勝久委員長 では、内田副課長。

○内田孝好都市整備課管理担当副課長 占用料の関係なのですけれども、先ほど言いましたように、本来は返すのが筋なのかもしれません。ただ、町のほうも受けてしまったものですから、大変申しわけないということで丁寧に謝りまして、今年度から正しくさせていただきますということで了解はさせてもらったのが実情です。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

松本委員。

○松本美子委員 それでは、2点ほどになると思うのですけれども、質問させていただきます。

まず、今の関係で23ページの占用の関係の使用料、手数料の関係なのですけれども、占用料は今川口委員さんが聞きましたから、わかりましたけれども、その下の都市公園の使用料についてなのですけれども、これ予算のときでいきますと科目設定のみだったかなというふうに思っているのですが、2社に使用料で、どこへお貸しになったのだろうかと思って、それで1,000円科目設定なのに30万6,000円、これは貸すときの条例に基づいてというふうなことがあるかなと思っていますけれども、予算書のほうで見

ますと、物品の販売あるいは興行等について、条例に基づき、徴収する使用料だというふうで科目設定が1,000円というふうになっていますけれども、この30万6,000円についてお尋ねをいたします。

それと、99ページになると思うのですが、道路照明灯の設置なのですけれども、一覧表が決算で出ていますから、これに基づいて質問しますが、もちろん区のほうからの要望にこたえてということや優先順位が決まって、適材適所につけてきたというふうには解釈はいたしていますけれども、共架の設置あるいは単独の設置というのがありまして、単独の場合だとかなりの費用がかかるというふうにも承知して、事業数等も出ていますので、わかりますが、このことにつきましてお尋ねさせていただきますが、やむなくというか、単独でなくてはつけられないような場所だったというか、その辺のところ、どういうふうな考えのもとで単独になさったのかということをお尋ねさせて、共架はもう結構ですから、わかります。お願いします。

その2点だけ、以上です。

○河井勝久委員長 田〇都市整備課長。

○田〇淑宏都市整備課長 都市公園の使用料の関係でございますけれども、駅前公園でございます、ここに東武谷内田建設(株)と三ツ和総合建設さんに公共工事の資材置き場として貸したというものでございます。嵐山町の行政財産の使用料に関する条例、その基準に基づいてお貸したというものでございます。

続きまして、99 ページですか、これの共架と単独柱の考え方なのですかけれども、これにつきましては電柱、東電の電柱だとか、NTTの電柱がございまして、そこに電気が引かれている電柱にできるだけ共架させて設置すれば費用が安く上がるということなのですかけれども、そういう電柱がないところについて単独柱になってしまうというような状況でございます。

以上です。

○河井勝久委員長 松本委員。

○松本美子委員 都市公園のほうはわかりましたので、結構ですがけれども、道路のほうの照明灯なのですが、20 年度は、ちなみに要望がどのくらい出て、対応がどのくらいできたのか、お尋ねします。

それと、今答弁していただきましたように、単独と、それから共架のほうに関しては、もちろん東電さんのほうの関係で電柱があったところというふうにわかりますけれども、その単独になさった理由は、今答えていただいたような理由だけということでしょうか。場所的には、どうしてもそこが地区のほうから要望が出て、設置が欲しいというところがもちろんそういう場所だったのだというお答えなのでしょうけれども、すみません。場所的なものとか、いろいろあると思うのですけれども。電柱がなかったからということでしょうし、場所的にはどの辺のところか、すみませんけれども。

○河井勝久委員長 それでは、答弁を求めます。

根岸副課長。

○根岸寿一都市整備課建設担当副課長 それでは、お答えいたします。

20年度に単独柱を2カ所設置をいたしました。鎌形と古里でございますが、地元要望のされた場所に東京電力の柱もNTTの柱もございませんでした。それで、仕方なく、ちょっと金額のほう高いのですが、単独柱を設置をいたしました。

それと、20年度の地区要望の数なのですが、ちょっと今把握していないものですから、またちょっと調べまして、お伝えしたいと思います。よろしくお願ひします。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

長島委員。

○長島邦夫委員 1つだけ質問させていただきます。

101ページなのですが、一番下に書いてある委託料、これ武蔵嵐山駅の東西の連絡通路、また駅前広場の管理事業ということですが、その委託料の一番上に書いてあります東西の連絡通路及び西口のトイレの清掃業務委託なのですが、両方1つで載ってしまっているものですから、割合的にはどういうふうになっているのかなというふうに思います。

それで、東西通路といいますけれども、階段の、両側から階段で上がっていきますが、階段の入り口からなのか、それともその前にある少し広場が、広場というか、スペースがありますけれども、そこも含めるのか。また、エレベーターのところの待避所みたいなでございますけれども、そこ含まれる

のか、その点をちょっとお聞きいたします。

○河井勝久委員長 内田副課長、答弁をお願いします。

○内田孝好都市整備課管理担当副課長 武蔵嵐山駅東西連絡通路及び西口公衆便所の清掃業務委託ということで、内容でございますけれども、新埼玉環境センターが受けているわけなのですが、毎日清掃をやっております。嵐山郷が4日間、四季の家が3日間ということで、両方をごみとか、そういったものについては毎日清掃をさせていただいています。

場所につきましては、階段、上がり口からおりたところまでやっています。トイレについても同じように、ごみ等を清掃しています。それで、定期清掃ということで、月に1回、新埼玉環境センターのほうで掃除機をかけて中を清掃している。要するに今言った階段から含めて、上の平らな部分も含めて東西連絡通路の清掃と、あとそれから公衆便所の清掃業務を行っております。そういった形で1年間を通してやっているのがこの清掃業務委託でございます。

エレベーター前ということで、多分下のところというのでしょうか、下のところについては、申しわけない。入っていないです。上の、要するにあくまで東西連絡通路の上、通路のほうで、下のところのおりたところの舗装とか、舗装になって、誘導というのでしょうか、歩行者の誘導する場所、そちらについては入っていないです。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 毎日やっているという今答弁いただきましたよね。どのくらいの時間帯にやっているのだから、よくわからないのですけれども、きれいなどきも、いわゆる私言ったようにエレベーターの前ですとか、階段の入り口のところにベンチなんかありますけれども、その日によって随分違うのです。だから、毎日ではできないので、3日に1遍ぐらいやっているのかなというふうに思ったのですけれども、そこを使う人のマナーの問題だというふうに思うのですけれども、東口のエレベーターの下のちょっと囲われたところなのですけれども、マナーの問題ですけれども、たばこの吸い殻がすごいのです。その吸い殻を入れるところがないのです。大体自分のマナーポケットか何か、吸い殻入れに入れるのが常識だというふうに思うのですが、すごく汚いイメージがするのです。毎日やっておるんであれば、そんなことないのではないかなというふうに思うのですが、ちょっと本当に毎日なのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

○高橋兼次副町長 ちょっと委託の場所の今話なので、ちょっと確認をさせていただきますか。今長島委員がおっしゃっているのは、エレベーターの上り口のところのところと.....

○長島邦夫委員 前にちょっとスペースがありますよね。

○高橋兼次副町長 そこが委託の中身に入っているかどうか。さっきこちらで答えたのは、東西連絡通路の委託をしているのですよと。ということは、エレベーターはこっちとこっちですから、そこは多分、ちょっと確認。

○河井勝久委員長 時間かかりますよね、ちょっと。時間かかるのですか。

〔「調べるのに、ちょっと申しわけない。時間
いただけますか」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 では、ほかに。

○内田孝好都市整備課管理担当副課長 清掃の時間は基本的には午前中、大体やっています。10時から11時ぐらいをかけて清掃しています。毎日清掃については、多少前後はしますけれども、大体そのぐらいでやっていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○河井勝久委員長 それでは、時間かかるようですので、ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時54分

再 開 午後 5時00分

○河井勝久委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

では、ただいまの長島委員の質問に対して答弁をお願いいたします。

田□都市整備課長。

○田□淑宏都市整備課長 先ほどの関係でございますけれども、東西連絡通路の委託の範囲の中に多分入っていないと思います。これにつきまして

は、そういう町もきれいにしていくというようなあれでございますので、その辺については今後ちょっと入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

○河井勝久委員長 長島委員。

○長島邦夫委員 そのようにしていただければベストと思います。特に東側は、ボランティアでやっていただいている方もいないのです。私が見る限りでは、西口については、ある程度います、正直言って。個人でやっている方、また団体でやっている方もいます。そのようなボランティアでやる場所は多少省いてもいいのですけれども、ここはだれもないなというようなところはぜひどなたかで受託、よろしく申し上げます。

以上です。

○河井勝久委員長 では、先ほどの防犯灯の照明について、根岸副課長、答弁申し上げます。

○根岸寿一都市整備課建設担当副課長 それでは、道路照明灯の要望基数について説明いたします。

平成 20 年度につきましては、地元要望が 20 基ございました。そのうち 14 基が平成 20 年度に設置をしております。残りの 6 本につきましては、予算の都合上、平成 21 年度に設置という形になっております。なお、平成 20 年度に 20 基を設置しておりますが、平成 20 年度要望の 14 基のほかが前年の平成 19 年度分に設置できなかった分が 6 基ありまして、それを設置し

て、合わせて 20 基ということでございます。

以上です。

○河井勝久委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○河井勝久委員長 質疑がないようですので、都市整備課に関する部分の質疑を終結いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎散会の宣告

○河井勝久委員長 本日はこれにて散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午後 5時02分)